

仏堂納置文書考

山岸 常人

はじめに

一 仏堂納置文書の実態

二 仏堂納置文書の歴史的意味

まとめ

論文要旨

本稿は、中世の寺院において本堂或はその他の仏堂の中に何らかの意図をもつて納め置かれた文書―仏堂納置文書と呼ぶこととする―をとりあげ、その納置の状態・納置文書の種類や機能・蔵に納置された文書との関係等について、主として栄山寺・高野山・金剛寺等の納置の事例をたどりながら、寺院内部における文書の安定的な保管についての原理と現実について考察を加える。

文書納置には様々な種類の仏堂が使われているが、中でも御影堂・本堂、とりわけ御影堂が特に史料的に豊富な情報を残しており、御影堂が多くある寺に共通して重用されていた。多数の文書が仏堂に納置された要因は、併存する複数の僧侶集団、さらには寺外の諸権門との間での様々な権利が対立する際、権利を保障する支証となる文書の所在とその確かな伝領を実現するためにふさわしい機能を仏堂がもっていた点にある。寺の開祖や宗祖を祀る御影堂が特に選ばれているのは、世俗の諸権力より上位の権力に文書の保管を委ねたと見ること

ができる。ただしこのシステムは架空の上位権力の存在を想定して成立している擬制とも言えるものであった。このことは笠松宏至氏の言う「仏物」誤用禁止の法理とも共通する理念であるが、その法理の裏では、高野山の御手印縁起等の奉納状や十聴衆評定で定められた出納手続、或は文書の書面上に御影堂納置文書である旨を示す文言を加筆すること等、実態を伴った管理制度の完備によって初めて保管の実効性が保証されていた。更には金堂には下書を、御影堂には正文を置くような危険を分散する方式も編み出されて、それを補完したはずである。即ち理念や擬制だけで現実の利害や権力に対抗しきれぬものではなかった。なお仏堂に納置される文書は公験・荘園文書など寺家の権利に直接関わるものに主として限られ、法会文書などは納められず、また年貢なども別の収納施設に納められ、寺内の収納施設は目的により俊別されていた。仏堂に文書を納置することは正に中世寺院の組織構造を直接に反映した現象であった。

はじめに

近年、中世の諸権門における文書の保管の場や、保管された文書の機能等についての研究が着実に進展しつつある。最近の成果について概観すれば、まず下向井龍彦氏は「官底」という語をとりあげ、それが弁官局内の実務部門であって、文書保管・文書審理等の機能をもっていたこと、それが官文殿とも呼ばれていたこと等を明らかにされ、併せて他の官司や権門にも同様の機能をもつ「底」の存在すること、官底の機構が国家権力の性格の転換と対応していたこと等を論じた。一方河音能平氏は、文書の伝来と機能に関する既往の研究の批判的総括の上になつて、文書発給主体側における文書の保管や廃棄の実態を明かにされた。例えば太政官では太政官発給文書の控は官文殿や小槻氏私文庫に保管されていたが、王家では原則として保管・伝領しなかつた点などである。

ところで筆者の関心は、寺院の諸々の活動を、その活動の基盤となる場との関わりで見えてゆくことにあるが、当然のことながらその活動の中には、権門の一つとしての寺院が、対外的に、また内部に於て様々な文書発給・受給を行うことが含まれており、そのために然るべき文書保管の場が存在したことはいうまでもない。寺院に於る文書保管の場として下向井氏によれば文書記録を収蔵する倉庫、即ち寺底があったのであり、その所蔵される文書の性格として河音氏によれば、大寺社は代替りによる文書の廃棄がなかつた点に特色があるものの、一定の機会に文書目録

を作成し、必要な文書のみを整理・伝領して⁽³⁾いたとされる。しかし、これらの研究による限り、寺院における文書保管の具体像はあまり明確になつてこ⁽⁴⁾ない。一般に中世の寺院においては、その組織の運営上重要な文書は、寺院内の蔵に納められるか、運営組織が保管するのが一般的であった。例えば東大寺では、公験類は上司の印蔵に納められており⁽⁵⁾（東大寺要録諸院章）、年預や僧房年預は各々寺家や三面僧房衆の重書を年預櫃に納め、年預交替時にその櫃を伝領していた⁽⁶⁾。平安時代後期の東寺では北宝蔵に諸国末寺公験并莊々公験等や寺家官符等が納められていた（長保二年十一月廿六日東寺宝蔵焼亡日記、平安遺文四〇〇、以下平四〇〇と示す）。しかしながら一方で、寺内の仏堂に文書を納置する例が少なからず知られる。収納のために建てられているとは思われない仏堂に、何故文書が納められたのか。ここで想起されるのは笠松宏至氏の論じた仏物・僧物の概念である。笠松氏が中田薫氏の論考を受けて本尊に対しての寄進行為を取り上げ、「本尊」即ち「寺家」を興立するために、院や坊ではなく、「本尊」に対して寄進がなされたのであり、院・坊・僧等の個人と対立する人格たる「寺家」こそが寄進の対象となつた「本尊」の具体像だとされた。笠松氏がこれに続いて論じられた仏物・僧物の区分の概念、その誤用を禁じた論理の存在についての議論を筆者なりに敷衍するならば、仏堂に文書を納置することは「仏物」として文書そのものやその記載内容の誤用を防ぐ効果があつたと解釈することができる。しかし「仏物」であるから誤用が防止できるとの論理は一見明快であるが、「仏物」たる要件は何なのか、本尊へ寄進されれば「仏物」なのか、

それとも寺に寄進されさえすれば「仏物」となり得るのか、「仏物」たるものが具体的にどのような現実的效果を生むのか、といった様々な点で解明されていない面が多く残されているように思われる。現実の動向の中で「仏物」たることに起因する現象を捉え、「仏物」であることによる効果を明かにすべきであり、或はまた「仏物」たること以外の様々な論理や事象が存在するか否かも検証せねばならないだろう。

本稿では、中世の寺院において本堂或はその他の仏堂の中に何らかの意図をもって納め置かれた文書―仏堂納置文書と呼ぶことにする―をとりあげ、その納置の状態・納置文書の種類や機能・蔵に納置された文書との関係等について、納置の事例をたどりながら、寺院内部における文書の安定的な保管についての原理と現実について若干の考察を加えたい。ところで、仏堂納置文書を形態的にみると紙に書かれた通常の意味での文書の他に、板に記されたもの、堂内の柱等の建築部材に記されたものの二種があり、記載方法にも墨書と刻みつけられるものの二様がある。これらはすべて仏堂納置文書の範疇に含めてよく、かつ両者極めて共通する原理から生じて来ると考えられるが、後者の所謂金石文は文書形態としては異質であることから、ここでは主として紙に書かれた文書ととりあげ、金石文については本稿の最後に若干言及するにとどめたい。

一 仏堂納置文書の実態

仏堂へ文書を納置する事例は十二世紀から見られる。その中で比較的

史料が限定されているものの、仏堂納置文書に関する一通りの問題点を見ることのできる栄山寺の例から検討し、次いで膨大な数の文書を仏堂に集積した高野山の例を検討し、更にその他の数カ寺の例をみてゆくことにする。

(一) 栄山寺円堂

大和の五条に所在する栄山寺の円堂、即ち八角堂への文書納置は次の高野山と並んで最も古い事例である。円堂への文書納置は次に掲げる永暦元年(一一六〇)十月廿日栄山寺文書奉納状(栄五四⁹)によって知られる。

(端裏)
「公験目錄」

奉納

栄山寺領公験等事

合

養老三年官符一通

天平十一年官符一通

天平神護元年官符一通二枚

天元三年官符一通三枚

延喜十二年官符一通

永延三年官符一通二枚

寛弘六年官符一通二枚

保元三年官符一通二枚

同年官符一通三枚

民部省勘注一通三枚

代々国判三卷一巻十九枚、一巻三十一枚、
一巻八枚

神鏡起請文一通三枚

実経起請文一通四枚

勸学院并使庁下文一卷五枚

興福寺政所下文一卷十二枚

僧永俊請文一枚

定昭公驗一卷八枚

覚実避文一枚

東屋庄公驗一卷天元三年官符、
平治元年国判、保元三年官旨、

右、当時別当者、為氏長者之人、撰同族僧所補任也、而長者別当若令

違背、氏僧師弟若不相承、於其文書難得附屬、寺領沙汰之時、輒無披

閱、長吏遷替之刻、恐令紛失、是以永奉納円堂既畢、寺家有訴之時、

別当触示長者、随彼許諾所司等相共令開檢封、不廻時日早可返納、

不及大事之外、於正文者不可出寺門、令書案文宜歴沙汰也、若有違此

誠之輩者、蒙 春日大明神本願聖靈冥罰、現生不幸短命、当世輪廻惡

趣、仍起請而已、

永曆元年十月廿日

長者正四位下行大学頭兼近江守藤原朝臣(成憲)
(花押)

別当伝燈大法師位「覚憲」

(傍線筆者)

即ち長者と別当が違背し、氏僧師弟の相承が行われないならば、重要な

文書の附屬が行われず〔傍線(1)(2)〕、寺領の訴訟の時も文書を披閱しえず〔傍線(3)〕、長吏遷替の時に文書が紛失する恐れがあること〔傍線(4)〕から、前掲十九種の重書を円堂に「奉納」した〔傍線(5)〕のである。従って訴訟に際し文書を支証として必要とする場合、別当の指示により長者が許諾を与え、所司相共に檢封を開き、用がすめば早急に返納すること〔傍線(6)〕、それも大事ではない場合は正文を寺門より出さず案文を写して訴訟に使うこと〔傍線(7)〕が定められた。この場合傍線(6)・(7)の文書出納基準から知られるように、文書群は実際に円堂内部に檢封をしうる形で納められていた。

このように文書管理が嚴重に行われるに至ったのは、具体的に傍線(1)・(2)・(4)に係わる事態、即ち文書紛失が起こったからである。即ち承徳二年(一〇九八)八月十五日栄山寺別当実経置文案(栄三六)によれば、別当実昭死去の際、弟子僧良照が「盜取文書他行」するという所業に及んだ。また同じ別当実昭の代に、寺家根本莊園とされた紀伊国東屋莊について、山階寺僧喜範が寺家氏人である紀伊守重経と親昵であったことから同莊を興立せんがために同莊公驗・官符を預り、同莊の渋谷公田を新たに立莊した。興福寺別当新院僧正公範が興福寺御寺藏にその文書がないことを確認し、喜範に返還を求めたが返されず、官文殿から官符案文を得たという事件もあった。即ち二度にわたって重書の忙失事件があったので、別当覚憲の代に至って嚴重な文書保管の方式が定められたのである。事件から約半世紀を経た後の別当覚憲の代になって初めて上記文書奉納状に示された規範が制定されたのか、また円堂内で具体的

にどのように納置されたのかは明かではない。ただし前記承徳二年の実経置文案には、「別当実照⁽⁹⁾不治第一」であったために寺内・寺領が荒廃していたのだが、寛治五年より堂舎を復興し法会を再興した、と記しており、別当実経の代以降の寺家復興の一連の動きの仕上げとして、寺家の権益とその根拠の確保のために厳重な文書管理の方針がうちだされたと推量される。

更に注目しておきたいのは、この文書群が納置された円堂が、天平宝字四年から七年の間に藤原武智磨の墓が現在の寺地のある山に遷され、その山下に藤原仲磨らによって武智磨の菩提を弔うために天平宝字七年に立てられた建物であること⁽¹⁰⁾で、寛文五年（一六六五）二月日榮山寺訴状案（栄一四二）には「円堂を以て武智丸之影堂ニ御定被成、」と記されるように、永らく円堂が武智磨の御影堂と認識されていたのである。御影堂に文書を納めることは、他寺でも多く見られるところである。

なお因みに永暦の奉納状に記載された文書の内、天平神護・天元・永延・寛弘・保元の各官符は現在でも案文しか伝わっていないが、⁽¹¹⁾東屋荘公験の内、保元三年宣旨（栄五十一）・平治元年国庁宣（栄五十三）は正文が残っている。永暦以前の状況を反映したまま、文書群が円堂の中で保管されてきたことが窺えるのである。

（二）高野山御影堂・金堂

御影堂への文書納置の契機 高野山においてもほぼ同じ頃、御影堂に文書を納置することが行われるようになる。その史料上の初見は平治元年

（一一五九）七月一日官符絵図記文等奉納状（『大日本古文书 高野山文書』所収、統宝簡集二一十一、以下統宝一一一と略す。なお宝簡集は宝又統宝簡集は又統と略記する。）であり、この文書によれば、高野絵図一帖（文書五通相具す）・山絵図一帖（文書五通相具す）・高野住山料御遺記文一通の三点の重書が、美福門院の寄付を受けて、座主寛遍の手で御影堂に納められた。件の重書は所謂御手印縁起である。既に赤松俊秀氏が明かにされているように、御手印縁起は寛弘元年（一〇〇四）かその直前に寺領確保のため偽作されたものであるが、⁽¹²⁾縦令偽文書であるにせよ、寺にとって重要と考えられる文書を御影堂に納めて保全を図ったのである。御手印縁起が御影堂に納められたのは実はこのときが初めてではなく、寛治二年（一〇八八）二月廿八日には白河上皇が御影堂に詣でて飛行三帖と御手印縁起を見ている（高野春秋編年輯録巻第五同日条に引く明算伝による。）ことから、以前から御影堂に置かれていたらしいが、恒常的納置か否か不明である。しかし平治元年の納置では厳格な管理の基準が定められており、まず「長為秘藏之物、勿出御影堂之櫃」との大原則が示され、更に、

- ① 長吏新補の時は所司を相率いて拝見することを許すこと。
- ② 其外に山門の証文を備えて、天覧を経るべき時は、書写した案文を用いるべきこと。

③ 公家がおかしいありとするときは、一長者に子細を触れた上で、山上執行・山下所司が正本を身に随えて宮中に行き、裁決の後には直ちに元の所へ納めること。

が定められた。いずれも「恐散失之故也、」としている。

さてこの②の点が契機となってこれが忠実に守られたのであろう。寛遍による御手印縁起納置以降、御影堂への文書納置が増大し、近世に至るまで連続と続くことになる。ただその納置状況は、個々の文書を時々御影堂に納める場合と、あるまとまった文書群が一括して納置される場合とがあつて一律ではない。文書納置が始まった早い時期の状況は、貞応元年七月日御影堂御物目録(統十二二五二)(一二二二二)で知られ、水田施入状二箱と一通が納められている。しかしこの目録の主たる記載物は仏具・宝具・聖教である。なおこの目録作成後に追加して納置された法具・聖教は裏書として目録への加筆が行われており、この中にも寄進田証文が含まれていた。その追加納置の年代は貞永二年・建長七年・建治元年・文永二年・正安三年・嘉元二年であり、十三世紀後半から十四世紀初頭にかけてのものである。この貞応の目録の時点では納置文書の数は少なく、個別的である。同時期に御影堂内にあつたものの目録が他になかったとすれば、この時期に御影堂内に納められていた文書はごく限られたものであつたことになる。

一方、高野山では承久年間以降、中世末に至るまで、高野山領荘園内の田畑を御影堂陀羅尼田として御影堂に寄進することが連続として行われる。⁽¹⁴⁾この場合田畑そのものが御影堂に寄進されただけでなく、寄進文書そのものや、当該田畑に関する文書を御影堂に納めるようになる。その納置には二種の方式があつた。

その一は寄進と共に当該寄進状を納置するもので、寄進状中にそのこ

とが謳われている。その初例は文永五年七月二日高野山衆議御影堂陀羅尼田寄進状(統宝三一六)(一二六八)で、公文代注文を副えて納置している。延慶三年五月十七日阿闍梨良寛御影堂陀羅尼田寄進状(統宝六一三七)(一二三二〇)では相伝の証文を副えて、また元徳二年二月二十一日阿闍梨兼覚御影堂陀羅尼田寄進状(統宝六一六六)(一二三三〇)では本券二通が納められている。

いま一つの方式は寄進状複数をまとめて納置するものである。例えば延元二年十二月二十一日御影堂陀羅尼田寄進文書奉納状(統宝六十四一五四八)(一二三三七)がそれで、蓮空房寄進文書六通・浄賢房寄進文書三通・俊泉房寄進文書二通の計十一通をまとめて御影堂に寄進したことが記されている。⁽¹⁵⁾ここで注意されるのはこの十一通の文書が年預の保管するものとして代々の年預間で引き継がれていたことである。従つて文書中に御影堂への納置が明示されなかった陀羅尼田寄進文書は、原則としては年預の手元にあつたと考えられ、偶々何らかの理由で年預が寄進状群を御影堂に納めんとした時には、二次的に御影堂に納置されることになったのであろう。そして寄進状作成当初から納置は十三世紀の中期から、二次的な納置は十四世紀中葉になって史料的に確認される。

荘園関係文書の納置 荘園関係文書についてみると、関連文書が一括して御影堂に納置されている事実が知られる。即ち寛元四年五月日金剛峯寺調度文書目録中断簡(統宝十五二五六)(一二四六)には、名手荘・麻生津荘・上津島・神野真国荘・花園荘の文書について、追筆で永仁元年十一月(一二九三)に御影堂に安置したことが記されている。⁽¹⁶⁾またこ

の目録と一連の史料である寛元四年五月日金剛峯寺調度文書目録下（統宝十五―二五七）には太田荘関係文書について、追筆で「朱少箱八通之内、此太田箱正文等安置御影堂、」と記され、この目録では納置時期が何時か不明であるものの、太田荘関係文書もまた寛元目録作成以後に御影堂に納置されていたことが知られる。

この備後国太田荘関係文書についてはその保管状況に関して若干の史料が見出され、その納置の時期も判明する。即ち文治三年（一一八七）に太田荘文書とその目録は後白河院の院宣によって「宝蔵」にまず納置された⁽¹⁸⁾（文治三年九月十日後白河院院宣〔宝一一〇〕）。六十年後の寛元四年（一二四六）五月の金剛峯寺調度文書目録は上・中・下（統宝一四―二五四・一五一―二五六・一六一―二五七）に分かれた膨大な内容を持つ目録であるが、前述の如く太田荘を含む多数の荘園関係文書は目録作成時点にはまだ御影堂に納置されていないのであるから、この目録は御影堂以外の場所で保管されていた文書を列挙したものと考えられる。しかも文治以来宝蔵にあった太田荘関係文書が寛元目録に含まれているのであるから、この目録は宝蔵の文書の目録と考えることができる。宝蔵は御影堂とは別のものであることも明かであろう。文永二年六月二十八日僧賢朝宝蔵渡物注進日記（統宝十一―四二二）（一二六五）には仏舍利や仏具、大田箱四合・南部文書等の文書・記録が有る。この内、仏舍利については裏書に文永二年二月二十一日、即ちこの注進日記の作成される直前に「被納御影堂」れた旨が記されているが、本文書の記載内容に御影堂・孔雀堂・西塔・御所の調度道具を含むこと⁽¹⁹⁾から、この段階でもなお太田

荘関係文書はもとより南部荘関係文書も御影堂ではなく宝蔵に保管されていたことが知られる。弘安十年六月二十一日太田荘文書申出目録（宝八一―一二二）（一二八七）には、正応五年正月十五日（一二九二）の追筆で端裏に「任本目録、令奉納文書正文畢、」とあり、おそらくこの時に太田荘関係文書が御影堂に納置されたと考えられる。この文書には納置場所が記されていないが、十三年後の嘉元三年八月日金剛峯寺御影堂奉納文書新定目録上（統六十二―五二二）の内、太田荘の関係文書を納めた八箱分には弘安十年の文書申出目録とほぼ一致する文書を記載している。正応五年の納置場所は御影堂と考えて間違いない。そして正応五年とは名手荘以下の荘園関係文書の納置された永仁元年の前年に当るから、両者の納置は一連のものと考えて差し支えなからう。因みに正安二年六月二十四日太田荘嘉禎検注目録（宝八一―一三二）（一三〇〇）には検注の結果について「有御不審者、以宝蔵御文書、可有御交合敷、」と記すが、この部分は嘉禎の検注目録を引いていると考えられるから、確かに十三世紀の前期には太田荘関係文書が宝蔵に有ったことが確認される。また康暦元年五月一日（一三七九）にも御影堂納置文書目録が作成されている（太田荘文書御影堂奉納注文〔又統宝百十二―一八三〇〕）が、これは主として正応五年以後に納置された文書を記載している。

以上のようにいくつかの荘園関係文書は十三世紀末期に同時に御影堂に一括納置された。そして嘉元三年（一三〇五）八月には御影堂に納置された文書の詳細かつ膨大な目録が作成されることになる。金剛峯寺御影堂奉納御物文書新定目録上・下（統宝六十二―五二二・五二三）⁽²⁰⁾がそ

れで、その内容は宝物・重書の目録と一箱から十箱までの内容別の目録に分かれており、一箱は山上事、二箱は官省符荘、三箱は名手荘・上津島、四箱は荒河荘、五箱は三ヶ荘（神野・真国・猿川荘）、石走・柴目・小河荘、六箱は阿豆河荘、七箱は近木荘・長瀧荘、八箱は太田荘、九箱は南部荘・宍咋荘、十箱は麻生津荘・花園荘関係であって、荘園ごとに分類されていた。また前半の宝物・重書の目録は貞応元年の御物目録とほぼ同一の内容である。これによって十四世紀初頭までに膨大な文書群が御影堂に集積され、それが偶々個別の文書が集められたのではなく、組織的な収集であったことが知られる。しかもこの目録の作成された嘉元三年は、阿豆河荘をめぐる円満院との相論が決着した嘉元二年の翌年に当っており、その後、後宇多法皇の登山、後醍醐天皇による御手印縁への奥書追記等、ある意味での寺院経営の安定期に入っていく。この目録はそのような背景のもとに作成されたものであったわけである。

なお他の文書目録と同様、この嘉元目録が一旦作成された後も文書納置が行われており、文書名と納置時期を追記している。その年号は延慶三年・正和五年・観応元年・応永七年等である。そしてこの目録の記載とは別に文書納置を目的とした内容の文書目録も実際に残されている。

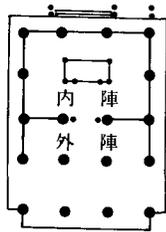
元亨二年七月十三日大塔料所文書御影堂奉納目録(統宝十一二四四)(一三二二)・建武元年八月二十一日奥院天野社護摩料所文書奉納目録(統宝十一二四五)(一三三四)がそれである。

保管状況 御影堂に納置された文書は平治元年の御手印縁起の奉納状に記されたように「勿出影堂之樞、」が原則であったらしく、同じ文言は

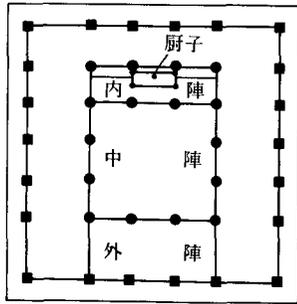
康永四年僧道戒弘法大師筆梵網經寄進状(統宝九一三三三)等にも見られるが、そうした厳格な扱いは主に空海自筆文書聖教に限られたものらしく、一般の文書類は平治元年奉納状に記された手続に従って取り出されることもあったらしい。その具体例は、建武二年閏十月二十六日御手印縁起安置記出庫状(統宝二二二)(一三三五)にまず見られる。これは御手印縁起そのものではなく、それを奉納した旨を記す前記寛遍の奉納状を取り出した際の文書で、年預・新年預・執行代・預・阿闍梨・入寺の九名が署判を加えている。

一般の文書を御影堂から取り出した例としては、康永二年十月十二日僧道金御影堂文書請取状(統宝十一二四六)(一三四三)が古いが、文書取り出しの手続は明かでない。しかし応永年間にはこの手続が知られる。即ち応永二十九年六月十日両所十聴衆評定事書案(又統宝三三二二九一)(一四二二)には、御影堂より文書を借り出す時は借書注文を認め、返納時にこの注文と校合し、会行事が請け取ることを定め、正長元年八月十五日三所十聴衆評定事書案(又統宝三三三二九五)(一四二八)では、御影堂より文書を取り出す際は集会を行うべきこと、御影堂文書との校合を行った上、文書の取り出しを行うべきことを定めている。

御影堂には前記嘉元目録に見られるごとく多数の文書が集積され、必要あらば然るべき手続を経て出し入れが行われていたが、具体的保管状況は、中世では前記のごとく内容別函に分けられていたことしか分らず、近世初頭になってある程度の事が知られるようになる。元和四年七月二十一日御影堂諸道具靈宝目録(統宝十一二五〇)(一六一八)によれば、



院政期の平面
(寿永三年高野山御影堂図<金沢文庫藏>による)



江戸初期の平面
(寛永十二年高野山御影堂指図<仁和寺藏>による)

図 高野山御影堂の平面

御影堂及び寛永七年回祿後の平面は、井上充夫氏の紹介する金沢文庫及び仁和寺所蔵の指図によって上図に示す通りである。寛文二年八月十二日御影堂大師御影修復記録(又統六十七―二三二)に引く正平十五年(一二三六〇)の修復の記録によれば、御影堂の後方の間口三間、奥行二間の部分が内陣であり、その前の奥行一間が外陣であり、内陣の中に厨子があることが分る⁽²⁶⁾。また寛永の指図では永正以前の御影堂の内陣・外陣・更にその正面の庇にはほぼ対応する空間が、内陣・中陣・外陣と呼ばれており、内陣が狭く、中陣が広くなっていることが知られる。ともあれさほど広くない室内の各部に宝物と共に文書が集積され、近世に到っては別に宝蔵も造られて、数多い保管品を納置していたわけである。宝蔵が建てられた時点で、御影堂内そのものに納置す

「御厨子之内」・「御厨子之外之内陣」・「内陣東之長櫃」・「内陣西之長櫃」に分けて、霊宝類とともに文書が納められ、この他に別に二階立ての「御蔵」もあった。繪旨・院宣は内陣東と西の長櫃に納められ、置文証文・寺領の檢地帳等は内陣西の長櫃へ納められていた。先に見たような大量に集積された荘園文書群は二階立御蔵に置かれていたらしく、同目錄に大小十五の古反故箱・太田荘文書二箱の存在が記されている。このような納置状態が何時から始まったのかを明かにする史料には恵まれないが、中世も極末ではなからうか⁽²²⁾。いずれにしても御影堂の中には、大師像の安置される厨子の中や内陣などに、櫃に入れて文書が納置されていた状況は明かである。

降って享保二十年七月御影堂霊宝目錄(又統六十四―二三九)(一七

三五)では御影堂に納められた宝物・文書の集大成が示されている。こ
こでも厨子・内陣・中陣・宝蔵二階・宝蔵下蔵に分けて納置されている。
今日知られる高野山文書の内、金剛峯寺所蔵の宝簡集・続宝簡集・又統
宝簡集も全て御影堂に納置されていたことが御室御所高野山御参籠日記
(又統三十一―二〇〇)の近世の奥書に「以正本納於御影堂秘庫統宝卷函、」
とあることにより知られる。

このように中世を通じて膨大な文書が納置された御影堂の建物の形態
についても一瞥しておきたい。川上貢氏の明かにされているように、高
野山の御影堂は、空海の資実恵が創建して以来、永正十八年(一五二一)
に回祿の後再建されて、寛永七年と天保十四年に再度回祿し、現在のもの
は弘化五年(一八四八)に再建されたものである。永正十八年までの

表1 高野山における文書納置主体

文書名	出典	西暦	年号	納置主体 (寄進者・命令者)	納置の責任者(署判)
官省符庄住人解状 官省符庄住人等愁状 官省符庄住人解状案 官符絵図記文等奉納状	又統宝八八―一六二八 又統宝八八―一六二九 又統宝八八―一六三〇 統二―一一	一一二五 一一二九 一一四七 一一五九	天治二年七月十三日 大治四年一月十九日 久安三年四月 平治元年七月一日	寛遍	なし なし なし
俊乗坊重源施入置文写 金剛峰寺根本大塔供僧解状案	統宝八―一九五 宝五―五二	一一八四 一一九〇	元暦元年六月二十一日 建久元年十一月一日	重源	檢校阿闍梨大法師明信、阿闍梨大法師一人、山籠大法師五人、入寺大法師五人、大法師二人、久住者六人、預法師三人、承仕二人、大炊六人、花摘六人、出納三人
御影堂御物目録	統宝二―一二五二 宝二―一二六一 統宝一四―一二五四・一五 一―二五六・一六一―二五七	一一三二 一一四二 一一四六 一一五二	貞応元年七月日 仁治三年五月四日 寛元四年五月日 建長四年五月日	法助 闍梨道範	檢校執行法橋宗禪、執行代阿闍梨大法師玄澄(法務大僧正道尊、權大僧都長海)
開田准后法助念珠施入状 金剛峯寺調度文書目録上断簡・中・下 闍梨道範弘法大師筆華嚴經寄進状写	僧湛空金銅三鈷送文 二〇―二四七	一一五三	建長五年七月五日	金剛仏子湛空、奉送使者上願・信覺	年預源寛、執行代劔寛、行事明篁、奉行者亮智、修理源俊 檢校法橋上人位良寛
僧真教飛行三鈷記 僧湛空金銅三鈷送文	統宝七四―八二八 二〇―二四七	一一五三 一一五五	建長五年十月十六日? 建長七年八月二十八日	年預山籠長譽、行事山籠長真、預三昧真篁	なし 檢校執行法橋上人位実真、執行代阿闍梨行範、阿闍梨慶実
高野山衆議御影堂陀羅尼田寄進状	統宝三一―一六	一一六八	文永五年七月二日	年預山籠長譽、行事山籠長真、預三昧真篁	なし
御影堂御物目録	統宝二―一二五三(二二五 二の号)	一一七〇	文永七年二月日	入寺真算	檢校法橋寛胤、執行代静弁
南部庄證文送状 比丘尼観念御影堂陀羅尼田寄進状 太田庄文書申出目録	統宝六四―一五四九 宝八―一一二	一一八四 一一八五 一一九二	弘安七年六月日 弘安八年二月五日以降 正応五年正月十五日	なし	なし 文書奉納之時參堂衆、執行代寛尊他六名の僧

金剛峯寺調度文書目録中斷簡	統宝一五―二五六	一二九三	永仁元年十一月	なし	なし
金剛峯寺御影堂奉納文書新定目録下	統宝六二―五一三	一三〇五	嘉元三年八月	校合…阿闍梨六人・校合入寺九人、執筆…入寺泰助	なし
金剛峯寺御影堂奉納御物文書新定目録上	統宝六二―五二二・統宝一〇―二四九	一三〇五	嘉元三年	なし	なし
年預澄忍御影堂陀羅尼田寄文奉納状	統宝六一―一五五	一三〇七	徳治二年五月十九日	入寺年預澄忍	なし
阿闍梨良寛御影堂陀羅尼田寄進状	統宝六一―一三七	一三一〇	延慶三年五月十七日	阿闍梨良寛	なし
金剛峯寺御影堂奉納御物文書新定目録上	統宝六一―一五二	一三一六	正和五年十二月十一日	沙門実融(勸進方)	檢校定範
大塔料所文書御影堂奉納目録	統宝一〇―二四四	一三二二	元亨二年七月十三日	阿闍梨兼寛	なし
高野山灌頂院寄進覚書	宝一三一―一六八	一三二五	正中二年四月二十一日	阿闍梨頼珍	なし
阿闍梨兼寛御影堂陀羅尼田寄進状	統宝六一―一六六	一三三〇	元徳二年二月二十一日	阿闍梨兼寛	檢校法印祐勝、執行代阿闍梨実円
奥院天野社護摩料所文書奉納目録	統宝一〇―二四五	一三三四	建武元年八月二十一日	阿闍梨頼珍	年預日秀、新年預宗淳、執行代代賢教、慶芸・永澄
御朱印縁起安置記出庫状	統宝二―一二二	一三三五	建武二年閏十月二十六日	阿闍梨頼珍	行事代円空、年預日秀、(他に校合衆一〇名・執行代代円宗房・預如性房)
御影堂文書取出目録	又統宝一一―一八八	一三三五	建武二年十一月十四日	光嚴院 高祖院律師	なし
御影堂陀羅尼田寄進文書奉納状	統宝六四―五四八	一三三七	延元二年十二月二十一日	道金	年預入寺慶澄、他四名の僧
御影堂文書撰出日記	又統宝一一―一八九	一三三八	延元三年九月十七日	道金	檢校法印大和尚位敬祐、左学頭権大僧都玄海、右学頭権少僧都実果、執行代阿闍梨祐範、年預入寺頼秀
光嚴院々宣	宝二―一二五三	一三三八	九月二十一日	道金	執行代阿闍梨寂朝、年預山籠祐尊
僧道金御影堂文書請取状	統宝一〇―二四六	一三四三	康永二年十月十二日	道金	年預重秀
僧道戒弘法大師筆梵網經寄進状	統宝九―二三三	一三四五	康永四年正月二十一日	道金	執行法印山務学頭権大僧都長芸、執行代阿闍梨行弁
金剛峯寺御影堂奉納御物文書新定目録上	統宝六一―一五二	一三五〇	観応元年七月二十八日	珠阿	なし
御影堂取出関所文書借書	又統宝一一―一八二	一三五四	正平九年四月二十五日	金剛三昧院僧了覚房	なし
弘法大師筆十誦律奉納記文	統宝八―一二〇	一三六五	正平二十年七月十四日	珠阿	年預宗栄、連署衆二人
太田庄文書御影堂奉納注文	又統宝一一―一八三	一三七九	康暦元年五月一日	なし	(返納時(会行事請取))
官省符分田支配下書	又統宝九三―一六五	一三九六	応永三年九月日	なし	
高野山年預文書借出状	統宝六七―七二一	一四二二	応永二十九年六月十日	なし	
兩所十聴衆評定事書案	又統宝三三―二九一	一四二二	応永二十九年六月十日	なし	

御影堂文書取出注文	又統宝二二二一八二四	一四二五	応永三十二年二月十四日	十輪院部屋、地藏院、惣持院	年預代
三所十聴衆評定事書案	又統宝三三二二九五	一四二八	正長元年八月十五日		年預方
御影堂靈宝校合注文	統宝一三二二五四	一五二一	永正十八年九月八日		検校明王院朝盛代、五名の校合者
御影堂靈宝目録	又統宝六二一一二二六	一五四四	天文十三年九月十二日		なし
三站出用覚書	宝二一一二六二	一五八七	天正十五年九月七日		検行執行法印大和尚位来宗、執行代大僧都良盛
惠果阿闍梨相伝仏舎利相承血脉	統宝一一一	一六一八	元和四年六月二十日		執行代西院心王院俊圭
御影堂諸道具靈宝目録	統宝一一二五〇	一六一八	元和四年七月二十一日		執行代俊圭(企つ)、正年預懐智(校合)、年預代秀惠(執筆)
丹生高野両所大明神表白	統宝五六一四九三	一六六五	寛文五年六月二十一日		検校法印懐宣、執行代長心
本多重昭寄付宝物覚書	統宝二二二二八・統宝六四一五四三	一六六六	寛文六年九月十三日	本多重飛驒守重昭	
本多重昭寄付宝物覚書	統宝八一二二六・二二七	一六六六	寛文六年十二月吉日	本多重飛驒守重昭	
御影堂靈宝長櫃目録	又統宝六三一二二八	一七〇七	宝永四年		なし
御影堂靈宝目録	又統宝六四一一二二九	一七三五	享保二十年七月日		なし
御影堂靈宝目録	又統宝六四一一二二九	一七五三	宝曆三年六月		なし
僧真教飛行三站記	統宝七四一八二八	一八三五	天保六年三月日		寺務増源、執行代澄然房
御室御所高野山御参籠日記	又統宝三〇一一二〇〇	一八六八	江戸か	良忠	なし
御影堂朱塗唐櫃靈宝目録	又統宝三一二二二七	一八六八	江戸か		なし

るという実態は失われるが、逆に解すれば御影堂に納置する効果を、御影堂と宝蔵、或はそれらを含めた組織体に肩代りさせるようになったと見ることができると。

納置の手続と管理主体 次に、御影堂に納置される場合の手続として二つの側面について見ておきたい。第一は文書そのものの問題で、御影堂に納置された事を明示するために文書の書面上に手を加えられることがある点である。文永五年七月二日高野山衆議御影堂陀羅尼田寄進状に見られるように、文書の文言中に「所納置御影堂」と記される場合や、延慶三年五月十七日阿闍梨良寛御影堂陀羅尼田寄進状(統宝六一三三七)

(一三二〇)の如く「相副相伝之証文三通、所奉納御影堂也」と記されることにより、単に寄進され田の料物を御影堂の用途に充てるだけでなく、実際に文書を納置する旨を文書中に明記する場合は一般的であるが、文書が発給された後の時点で何らかの必要が生じて御影堂に納置される場合には、当該文書の冒頭と末尾に「奉施入御影堂、(花押)」と書かれることがある。天治二年七月十三日官省符莊住人解状・大治四年正月十九日官省符莊住人等愁状・久安三年四月日官省符莊住人解状案(又統八八八・一六二八・一六二九・一六三〇)に見られるもので、いづれも冒頭の追筆は事書の直前か直後に、末尾の追筆は年紀の直前に

挿入されており、「奉施入御影堂」の語句によって本文を挟み込み文書内容を固定化するが如き意図が窺われる。特に年紀をこの追記の外に置いていることは、納置された文書の内容が時間を越えて確実に保証されることを意図したもののように思われる。御影堂内への文書納置は安定的保管を指しながら、現実には様々な目的のために堂外へ持ち出されることがあったのであるから、御影堂納置文書であることを文書書面上に表示するこのような方式は、返納を確実にしめるために必要な措置で、一旦持ち出されても御影堂納置文書であることが明かとなり、自己の所有を装って当該文書に関わる権益を奪い取ることを防止するためにも有効な操作であったと言えよう。

第二点は文書の納置及び納置文書の出納行為の管理者についてである。前頁表は文書納置ないし出納の事実を記した文書の主として署判に注目して、文書管理の責任主体を抽出したものである。この表を通覧すれば、検行・執行代・年預（新年預を含む）⁽²⁷⁾等が文書管理に関与していた事が確認される。しかし子細に見るならば、その加判者は一様でなく、一般的には諸衆の代表者たる年預・行事・預の所謂三沙汰人が関与しているもの⁽²⁸⁾、そのすべてが署判を加えているのは文永五年の高野山衆議御影堂陀羅尼田寄進状（統宝三一・一六）のみであって、これは高野山諸衆の衆議の決定として寄進が決定されたから三沙汰人の署判があるにすぎない。むしろ三沙汰人が揃って関与するわけではないと言ったほうがよい。三沙汰人の内、行事の署判は上記文永五年（一二六八）の高野山衆議御影堂陀羅尼田寄進状以後はなく、⁽²⁹⁾預の関与は二例（文永五年の高野山衆議

御影堂陀羅尼田寄進状・建武二年の御朱印縁起安置記出庫状）しかない。これらを除くと執行・執行代と年預の双方か一方の署判が一般的で、その原則は近世に到るまで変らなかつたと言えよう。衆徒置文や集会評定書書などの高野山諸衆の意志を表明する文書には三沙汰人の署判が殆ど必ず見られることと対比して、それがいかなる意味を持つかにわかに判断できない⁽³⁰⁾。ただし諸衆の代表者である検校執行と三沙汰人の上席である年預とが署判を加えていることから、御影堂への文書の納置及びその出納は寺家の意志と責任において行われ、当該文書群は寺家の管理する文書であったと考えてよからう。

金堂への納置 さて高野山では御影堂以外に、金堂でも文書が納置されていたことが知られる。先に引用した嘉元三年の御影堂奉納御物文書新定目録上の巻首には追筆で「太田地券文書三合 金堂後戸二階置之、 正平九年六月八日宝蔵移之、」とある。太田荘関係の文書三合が正平九年（一二五四）以前は金堂後戸の二階に置かれていたこと、正平九年にはそれが宝蔵に移されたことが知られる。仏堂の後戸やその二階が蔵の機能を持つ場であることは後述の事例でもしばしば見られる⁽³¹⁾。さてここでの宝蔵がどここの蔵を指すか明瞭でないが、嘉元目録では太田荘取帳が「宝蔵」にある他は同荘関係文書は御影堂内の八箱に入っており、その内容は追筆の分、即ち追加納置分も含めて観応二年（一一三五一）が下限であるので、それ以外もしくは観応以後の文書が、当初は金堂に、次いで宝蔵にある期間収納されていたことになる。この場合「太田地券帳」の内容が不明であるため、何故同一荘園の文書が御影堂と金堂に分置されたのか、どのような文書が金

堂に置かれたのかはこの史料からは分らない。この点で手がかりを与えるのは応永三年九月日官省符分田支配下書(又統宝九十三・一六五八)

(一三九六)で、端に「是者下書也、金堂被納敷、清書者御影堂可被納者也、」との註記があり、同じ莊園関係文書でも下書は金堂に、清書を御影堂に納めるという原則があったらしい点である。文書群の副本を作成し寺内の二箇所の仏堂内で保管することにより、寺院経営の根幹に係わる証文類の紛失の危険度を軽減しようとしたのであろう。

寺庫・宝蔵と御影堂 さて莊園関係文書は概ね当初宝蔵に納められ、後に御影堂に移されたわけであるが、文書納置施設としての宝蔵と御影堂はどのような性格の差があったのだろうか。また別に寺庫という言葉も見られるがこれとの関係も疑問となる。最後にこの点について若干考察しておきたい。

治承四年十二月日高倉院院宣(統宝四十六・三八三)(一一八〇)では、平治元年に美福門院が安楽川莊を施入した際、御手印官符三帖を御影堂に、調度文書を寺家宝蔵に納めたと記している。先に述べた太田莊文書についての検討でも、宝蔵と御影堂は別個のものであることが確認された。一方嘉元目録には南部莊・太田莊取帳が宝蔵に有ると明記している。実際太田莊については嘉禎の検注目録(取帳)が宝蔵にあることは先に引いた正安二年の太田莊嘉禎検注目録で確認される。

一方寺庫の機能は年貢や莊園の所当を納めることにあった(建久元年十一月日金剛峯寺根本大塔供僧解状案(宝五・一五二))。承久三年十月晦日權大僧都静遍奉書(宝二十二・二六九)(一一二二)には「兼別構寺庫

一字、納置年貢、以奥院承仕一臈、可為出納之仁、」とあり、寺庫には年貢や莊園の所当を納置し、寺庫の管理は奥院承仕一臈に委ねられていた。高野山には金剛三昧院にも寺庫があつて、ここに年貢の所当が納められていたことは、弘安六年五月日金剛峯寺衆徒愁状(宝五十二・一六五四)(一一八三)に寺庫を打ち破って兵糧に充てるべしと記していることから知られる。ただし米や錢だけでなく、文書も納めていた。即ち弘安七年六月日南部莊証文送状(宝五十四・一六八九)によれば、沙汰が終了したことに伴い南部莊の証文は貞応の下知状と共に寺庫へ納められたところ、南部莊関係の文書は文永二年(一一二六)には宝蔵に納められていた(前掲僧賢朝宝造渡物注進日記)から、弘安七年に南部莊関係文書の一部が宝蔵から寺庫に移されたことになる。そして前述の嘉元三年の目録の時点では弘安に寺庫に納置された文書も含めて南部莊関係文書が一括して御影堂に保管されており、再度保管場所が変更されたことが知られる。

以上のことから寺庫は基本的に莊園の所当等の「物」を入れるのに対し、宝蔵は莊園支配に関係する文書を入れるものであったと見られるが、所当の確認のためか文書も寺庫に入ることもあった。御影堂に文書が納められることが始まり、文書保管機能が増大するにつれて、多くの文書が逐次御影堂に集積されるようになっていった。

宝蔵は「寺家宝蔵」と言われるように寺家の所屬の施設であった。御影堂の文書管理も寺家の管掌するところであったが、おそらく弘法大師を祀る御影堂の宗教的權威がより文書保管にふさわしい場として認識さ

れ、上記の如き保管状況の変化が起こっていったのであろう。

なおこれとは別に寺家の関係の文書の内、年預が櫃に入れて保管する文書もあった。時代が降るが文明十五年五月日金剛峯寺年預櫃寺役帳目録（統宝五十五四九二）（一四八三）は年預櫃に保管された文書の一覽で、これによれば、年預櫃に納められた文書は法会関係文書（請定・次第・置文等）が大半を占め、他に少数の集会連署状・莊園文書が混じる。御影堂に納める文書とそうでないものが峻別されていたことが知られる。年預櫃には原則として寺内の宗教的活動に関わる文書が納められ、対外的利害関係に関わる文書は御影堂にあったことになる。このことは御影堂が宗教的權威に基づいてそこに納められた文書そのものを、そしてその内容を保全して、対外的に高野山の権利を保証する装置として機能していたことを示すものとして注目されよう。

(三) 金剛寺御影堂

河内金剛寺においては寺内の先鋭な権力闘争の中で文書の仏堂納置の効果が利用された。金剛寺は行基の草創³²と言われるが定かではなく、平安末期の承安年中になって阿観が高野山から移住し、承安二年（一一七二）御影供を始行、治承二年（一一七八）には金堂を建立、養和元年（一一八一）に伝法会を始行して（明応七年阿観上人行歴、『大日本古文書金剛寺文書』三十号、以下金三〇と略す）、中興された。この際「承安年中、奉渡安置高野大師御影^{御影堂御影}第三伝云々、并奉勸請丹生高野両所明神矣、」（金四二）と称された如く、高野山の規模を忠実に写すことが意図され、

金堂や宝塔に先立ち御影供³³が始行され、当然その時までには御影堂が建立されていたことが推定されることから、特に高野山の遺風を伝える御影堂が重視されていたことが知られる。

さてここでの仏堂への文書納置は、この中興の本願阿観上人によって、御影堂に対してなされた。貞応三年（一一二四）十月十六日の二通の金剛寺文書紛失状（金二〇及び金二八）によれば、「当寺文書、本願上人深有所存之旨、被納置御影堂、」と記されている。おそらくこれも高野山御影堂の先規に倣ったものと推定される。

金剛寺では、本願阿観上人の後の院主職と寺内運営をめぐって、阿観の門流の覚阿と寺僧の覚心の間に確執が起り、その過程で御影堂納置文書の移動があった。それに伴って文書の保管や利用の原則が知られる。この確執の概要を記すと、阿観の弟子である尼淨覚（大弐局）が源貞弘より寄進された寺領を「国衙之妨」から守った功績により、建久八年阿観は淨覚に院主職を譲り、建久十年には淨覚が覚阿（六条局）に院主職を譲った（年末詳阿観上入門跡寺務相論大概案 金五四、及び天福二年三月九日官宣旨案 金六二）。この間阿観は存命で、淨覚の讓状にも一筆を加えるなど、実質的に金剛寺の運営を握っていたが（同上金五四）、承元元年（一一〇七）阿観が入滅すると（明応七年阿観上人行歴 金三〇）、寺僧である学頭覚心と覚阿の間で相論が発生することになる。覚心は覚阿が僧家寺官³⁴ではなく、本家領家の俗官であり、住山不退の者でもないのであるから、寺務を執行し院主職に補せられるべきでないと主張した。この相論の発端は、覚阿が阿観入滅の剋「企奸謀」で、源貞弘の末葉貞

実を天野谷下司職に補任し、更に御影堂安置の重書を取り出した「希代未曾有悪行」を働いたことにあった(同上金五四)。貞応三年(一二二四)十月、本寺たる仁和寺の道助親王庁より覚心を院主に補すべきこと、寺家文書を元の如く御影堂に返し置くべきことが定められたが(貞応三年十月日仁和寺入道道助親王庁下文 金五〇)、覚心の死後覚阿は再びこの問題をむし返し、嘉祿二年(一二二六)四月、覚阿に院主職が認められるに至った(嘉祿二年四月比丘尼覚阿請文并御室御教書写 金五二、及び天福二年三月九日官宣旨案 金六一)。

さて金剛寺文書を通覧すると御影堂以外に寺庫に納められた文書があり、文書が寺庫と御影堂の間を移動することも知られる。時代を追って御影堂納置文書の移動の実態を見ると、まず治承四年(一一八〇)金剛寺の一円的な寺辺領形成の出発点となった源貞弘による私領寄進が行われ(貞応三年十月十六日金剛寺文書紛失状所引治承四年八月日源貞弘山野田畠寄進状案 金二〇)、続いて文治四年石川義兼が天野谷田畠を金剛寺に寄進した(貞応三年十月十六日金剛寺文書紛失状所引文治四年正月二十九日石川義兼田畠寄進状案 金二八)が、この石川義兼寄進状は建保七年後二月日金剛寺住僧等愁状草案(金四五)(一二一九)によって寺庫に納められた事が知られる。貞弘寄進状については寄進当初の状態は不明であるが、嘉祿二年四月日比丘尼覚阿請文写(金五三)に貞弘等寄進状は寺庫に納むべしと定められていることからして、本来寺庫に納められていたと思われる。

さて先にも記したように寺家文書は阿観の手で御影堂に納められた

(金五〇)が、その具体的年次は、承久二年二月十七日比丘尼覚阿伝領文書目録(金四六)(一二二〇)に「阿観自筆御影堂安置目録一通同年十月」(筆者註、同は建久)とあることにより、建久十年(一一九九)と知られる。この年は覚阿が阿観の承認の下で浄覚から院主職を譲られた年であるが、文書については譲られなかったらしく、阿観上人逝去の際にようやく「官符院宣以下本主寄文等」が覚阿に譲り渡されたのであった(金四五)。しかしこの文書は阿観が御影堂に納置した文書に含まれておらず、御影堂納置文書と覚阿伝領文書には厳格な区別があったように見受けられる。ただし阿観自筆御影堂安置目録の内容が不明のため、その区別の基準は判明しない。現存する金剛寺文書の内、建久十年(一一九九)以前の物は、康平八年(一〇六五)から元暦元年(一一八四)までの年号を持つ血脈・印信・祈禱卷数等(金五から金十九)⁽³⁶⁾であるが、いずれも案文であり、巻数は紙背文書として転用されたものであって、阿観が御影堂に納置して厳重に保管したものとは思われない。

さて覚阿はとも角も附属状と共に諸種の文書を伝領したのであるが、その後「每思房舎之破壊、為恐文書之紛失」に、次第附属状寺領文書等を御影堂へ納めた(金五三)。このことは相論の過程で覚阿の主張したことであって、阿観上人門跡寺務相論大概案(金五四)にはこのことは記されず、事実かどうか疑わしいが、実態は別としても御影堂が重書の安全な保管の場として認識されていたことは確かであろう。この納置時期を示す史料はないが、承元二年(一二〇八)覚阿は御影堂に安置した「宣旨・院宣・国司庁宣・八条院庁御下文以下教通証文」を偷み取り出し

ているので(金五四)、この時以前である⁽³⁷⁾。しかしこのことが院主職の相承と共に長く相論の種となるのである。この相論に対し承久二年には本寺仁和寺道助親王庁の下文が出され、「寺家証文」は元から「御影堂帳中」に納置されたものであり、「寺家之証文尤可秘藏、諸僧同心令守護、独輒不可管領、」とされた(金拾二)。この際覚心を院主職とすべき事も併せ命ぜられており、覚心側に与した判断であった。更に貞応三年十月に同じ道助親王庁下文(金五〇)により以下のこと定められた。

① 覚心を院主職に補し、覚心門徒の「仏法興隆住山不退之仁」を今後抽補すること。

② 覚阿は寺家文書を御影堂に返し置くべきこと。

③ 覚阿が返納しない場合、覚阿所持の文書は証文として用いず、寺家所帯の案文を正本となすこと。

そしてこの下文を宮庁御使公文法師覚忍が携えて来寺し、食堂にて衆徒に触れ、覚阿にも申し入れるも文書は返納されず、③を実現すべく、同年同月十六日に二通の文書紛失状(金二〇及び二八)が作成されたのであった。しかし嘉祿二年に覚心が死去すると覚阿側の巻き返しが図られ、同年四月、覚阿の請文と御室の御教書が出され、覚阿が帰寺すること、寺領関係文書・宣旨・院宣等本来御影堂に安置されていなかった文書は施入状を書いて寺庫に納めること等が定められ、相論はほぼ終結した。

以上のように覚阿と覚心の両者からの主張にはずれがあり、相論の主張として自己に都合の良いように曲げて記している可能性も少なくない⁽³⁸⁾が、今仮に覚阿が一貫して主張するように本来の御影堂納置文書(これ

を一次納置文書と称することにする。)は阿観自筆の目録に記されたものに限られ、寺領関係文書・附属状などは後に覚阿が御影堂に納めた(これを二次納置文書と称することにする。)とすると、承久二年の覚阿の伝領文書目録(金四六)中の阿観の自筆目録以外の十九種二十二通の文書は二次納置文書ということになる⁽³⁹⁾。この二次納置文書の内、義兼寄進状が当初寺庫に納められていたことは建保七年の金剛寺住僧等愁状草案(金四五、ただしこれも覚阿側の主張。)に見られたことは先にも述べた。しかし貞応三年(一二二四)段階では、

① 一次と二次では納置の主体が変わったが、共に阿観の雅意と認められたのか。

② 一次二次の区別はなく本来すべて阿観の納置したものと認められたのか。

いずれかは今判断できないものの、すべてが「本願上人深有所存之旨、被納置御影堂」たのであり、「寺家之証文尤可秘藏、諸僧同心令守護、独輒不可管領」(金二〇及び二八、五〇も同趣旨)と認識されている。

高野山御影堂の例を敷衍すれば、事情の如何に係わらず一旦納置されてしまえば、正に「独輒不可管領」というのが御影堂納置の本来の趣旨に則った考え方であり、覚阿の主張はその趣旨に反すると見ざるを得ない。しかし覚阿は最終段階の嘉祿二年の請文でも、持ち出した二次納置文書は御影堂ではなく寺庫に返納することを主張している(金五三)。そして結局のところ覚阿の持ち出した文書の幾何が御影堂に返納されたのか定かではない。実際覚阿が手放すはずのない阿観及び浄覚の譲状は勿

論のこと、阿観の御影堂安置目録も二次納置文書の正文も金剛寺には伝わっていない⁽⁴⁰⁾。仮に持ち出したままであれば当然伝わることはなく、返納したとしてもその納置先は寺庫であるので、御影堂納置文書に比べてその保管状態に厳格さが欠けたであろう。案文でありながら正本と化し御影堂に納められた紛失状の文書が伝存するのは正に御影堂が文書保管の安定的な場として、期待されていた機能を如何なく発揮した結果と言えよう。

ともあれ御影堂は文書保管の確かな場として認識されていた。納置の具体的な場所は承久二年十二月日仁和寺道助親王庁下文写(金拾一)(一一二〇)により、「御影堂帳中」と知られ、おそらく本尊のごく近辺であったと推定される。そしてまた御影堂帳中が寺家の証文を入れるべき場であるとの意識は近世まで伝えられたのであった(明暦四年二月日金剛寺式案 金拾一六)。

金剛寺において文書保管の場としての御影堂と寺庫の機能の差は明確ではないが、上記相論の経緯から見ると、通常の保管場は寺庫であって、結局御影堂は特殊な例外的な保管場であったように思われる。明暦四年(一六五八)の金剛寺式案にも「夫当寺数通文書等、本願上人殊有所存之旨、被納置御影堂帳内、」とあって、御影堂への文書納置は本願阿観の係わったものだけに限られ、高野山のようにそれ以後の納置の拡大はなかったらしい。

四 観心寺御影堂・本堂

金剛寺に隣接する観心寺は同じ真言宗寺院であるが、ここでは仏堂への文書納置の実態を知る史料は少ない。

まず永徳二年正月十三日尼法明田地寄進状(『大日本古文書 観心寺文書』三一五号、以下観三一五と略す)(一三八二)には、「於本証文等者、依為連券、不能奉納者也、」とあり、御影堂料田の寄進状そのものが、連券でなければ本来御影堂に納められるべきものであったことが知られる。即ち一般に御影堂への田畠寄進状が御影堂内に納置さるべきことを示しているよう。しかしながら文書の御影堂内納置を明確に示す史料は観心寺文書中には殆ど残されていない。わずかに、応永三年三月三日沙弥宗殿田地寄進状(観三一九)(一三九六)の端裏書に「御影堂^{宗殿寄進状}」とあるのがそのことを示す徴証であるかも知れない。しかも空海自筆と称する聖経類は高野山では必ず御影堂に納められていたのに対し、観心寺では「御宝蔵」或は「寺庫」に納められていた。例えば元応二年八月五日僧深覚寄進状(記述を明確にするため、イと符号を付す。以下の文書も同様)(観一〇七)(一三二〇)は、空海の筆蹟を「御宝蔵」に寄進した文書である。この寄進は夢想に基づいて行われており、夢想では実行人がこの筆蹟を、当寺の重宝であるから「寺庫」に返納すべしと述べたのであった。従ってここでは御宝蔵と寺庫は同義語となろう。応永十一年(一四〇四)に寄進された空海御筆の益田地碑銘一卷も「密納宝庫」められている(観一二三)。納置された重宝が空海遺品である共通

性から宝庫も御宝蔵・寺庫と同義であろう。そしてどうやらこの宝蔵は本堂の中にあつたらしい。寛文九年観心寺伽藍寺役僧坊方式控(四)(観五五六)に、

一 本堂之宝蔵、蔵奉行と申年中兩人ニ鑑預ケ置、宝物出シ候時者、
兩年預向蔵奉行四人立合申シ候事、

一 靈宝巻物都合十巻之内、

繪旨、院宣、御令旨、御教書、添状、下文、寄附状、武家願状、
都合八十二通、

とあり、少なくとも近世には本堂の中に宝蔵があつた。しかもこの記載の順から考えて、この宝蔵の中に十巻の靈宝巻物が納置されていたと見るのが妥当であろう。

享保十八年(一七三三)成立の松尾指蔵記によれば正平十一年六月朔日三綱等解状(イ)・正平廿一年六月廿一日法印頭舜三綱権都維那職売券(ロ)が、また享保十一年成立の松尾山年中課役双紙(ハ)によれば文安二年五月十八日観心寺衆議評定事書(ニ)・享保十一年三月六日衆議事書(ヘ)がいずれも「金堂証文筥」に納められていた、即ち金堂(本堂のこと)に納められていたことが知られる。松尾指蔵記の別の場所では同じ文安二年の衆議評定事書(ホ)が「寺家証文筥」に納められていても記されているので、金堂にあつた証文箱は正に寺家の管理する文書箱であつたことが判明する。⁽⁴²⁾そして元応二年の寄進状(イ)は松尾指蔵記に「寺家証文筥」にあつたと記されているが、このことは少なくとも近世には本堂に納められていたことになる。このことと、元応二年の寄進状(イ)と寛文九年方式控(四)の

両者に見える宝蔵という用語の一致から、中世以来、宝蔵は本堂内に設けられており、そこに多種の文書が納置されていたと推定して大過あるまい。

因みに前記「靈宝巻物都合十巻」は、松尾指蔵記によれば延宝年中に紛失なからしめんが為に十巻の卷子に仕立てられたとりわけ重要な文書百二通をさし、松尾指蔵記巻二に抄録された靈宝巻物十巻の一部から考えると、『大日本古文書 家わけ第六 観心寺文書』所収文書の一から一〇二に該当すると見られる。従つて元応二年の寄進状(イ)(観一〇七)はもとより、正平十一年の解状(イ)・正平廿一年の売券(ロ)(観三一〇)・文安二年の事書(ホ)(観五一四)・享保十一年の事書(ヘ)・文明五年の事書(註(42)に引く文書)(観四九四)等はこの靈宝巻物十巻には含まれていなかったが、江戸中期には靈宝巻物十巻以外にも多数の文書が本堂に集積されていたことになる。元応二年の寄進状(イ)等による上記推定からすれば、中世から金堂に文書が集積されていたが、近世の延宝に至つてその内の重要な百二通の文書だけが成巻されたと見るべきであろう。

さてこの本堂内の宝蔵の位置は、松尾指蔵記所載の「堂ノ図」に記載がある。即ち本堂の背面兩隅の方一間の部分が共に「蔵」と記されており、この両方又は片方が文書類の納置された宝蔵と考えられる。現在の金堂は正平十五年(一一三六〇)頃に建立されたもので、当初から背面兩隅が引違戸で閉鎖され、寛永年間にはこの部分が三方を壁として後堂へ向つて方引戸が開くだけの閉鎖的な収納の空間になつたことが報告されている。⁽⁴³⁾指図に示された蔵の存在は現存の建物からも確認されるのであ

る。

(五) 法隆寺金堂⁽⁴⁴⁾

古代のままの伽藍を伝える法隆寺でも、中世には金堂内に文書が納置されていた事実が知られる。寺要日記正月三十日の条の「十僧根源事」の項(A)に、承暦二年(一〇七八)十月八日の文書を引くが、その末尾に「正本金堂在之、」と記している。同日の毎月晦講式(B)及び以生料曳事(C)の項についても同じ文言がある。この内、Aは金堂日記に納められた承暦二年十月八日法隆寺政所注進状に該当し、B及びCは吉祥御願御行記録にはほぼ同文が見られる。従って寺要日記に言う「正本」とは正に金堂日記及び吉祥御願御行記録に他ならない。吉祥御願御行記録の奥書には、

右、御行旧記三帖者、金堂預伝来之秘記也、年緒積四百余回及破壊之間、悲歎之余即令潤色之、納櫃者也、单是祈仏法滋盛興作仏事而已、

于時金堂預

権律師良訓

享保十一丙午年孟冬中澣

とある。この旧記三帖とは、その語が金堂日記の奥書にも見られること、金堂私旧記が関連する内容を持つことから、金堂日記・金堂私旧記・吉祥御願御行記録に当る。享保にはこの三帖が金堂預のもとで伝えられていたが、前記寺要日記の記事によれば、寺要日記編纂時の南北朝期には⁽⁴⁵⁾金堂内に納置されていたことになる。しかも金堂私旧記中に「近年所進

日記別在之、櫃置之、」とあり、この近年所進の日記が金堂日記を指すと考えられるから、三帖は金堂内の櫃に納められていたことになる。その管理は金堂預に委ねられていた。この金堂内の櫃については、金堂日記中に引く天永四年正月十三日辛櫃注進状(一一一三)に、政所御封となすことが堂司交替之書に記されているものの、櫃を封じていた結構は朽損し、中にはさしたる重物もなく、経巻・幡・古木仏等があるのみであった、と記されている。天永以前に本来この辛櫃に何が秘蔵さるべきものと考えられて政所御封とされたかは明かでないが、天永頃にこの辛櫃を然るべき「重物」の保管場所と考える意識が再認識されたと思われる。金堂日記所収の文書は平安院政期から鎌倉時代中期のものであり、これらの文書が早く十二世紀から金堂内の辛櫃に納置されていた可能性が高い。

(六) 永久寺真言堂・本堂

永久寺は興福寺僧頼実が永久年中に密教流布の道場として開き、鳥羽上皇の帰依により一乗院の尋範を本願として伽藍が整備されたと伝える(内山永久寺置文・和州内山永久寺縁起、共に『校刊美術史料』寺院篇下巻所収)。境内には真言堂・本堂・御影堂・多宝塔等の堂宇・房舎が⁽⁴⁶⁾建ち並んでいた。

内山之記(『校刊美術史料』寺院篇 下巻所収)に納める建久八年卯月二十四日永久寺起請文(一一九七)について「真言堂東庫掃治之時、被⁽⁴⁷⁾求出起請文云々、」と記している。また内山之記に引く文永七年(一二

七〇)の鎮守造宮日記について、その末尾に「写本真言堂庫之唐櫃在之云々」と記され、この記録の写本が真言堂の庫にあった。中世の真言堂の平面を知る確実な史料はないが、寛文六年(一六六六)の和州内山永久寺金剛乘院道場堂上之図⁽⁴⁷⁾(醍醐寺聖教三四四函三〇)によれば、真言堂背面の左右の隅に灌頂道具蔵と一切経蔵があり、東庫は一切経蔵に該当する。即ち寺内の文書や記録が真言堂内の一切経蔵中の唐櫃に納められていたわけである。ただし建久八年の起請文については、その見出された状況から見て鄭重に扱われていたようには思われない。この起請文のみがたまたま放置されていたのであり、同じ内山之記や永久寺置文は然るべく鄭重に保管されていたものであろう。実際重書ともいうべき永久寺置文は表紙裏書に「永久寺中院御経蔵本也、不可出他所者哉、」とあり、中院の経蔵にあったのである。

一方内山之記所引の建仁二年十二月十五日永久寺学衆禅徒院主起請文(一一〇二)には、「被本堂押事、自中比在之」とあり、この起請文が本堂のおそらく壁面に貼られていたこと、しかもそれは内山之記の編纂された十四世紀前期よりかなり以前から行われていたことが知られる。この、文書を「押す」という行為は永久寺でもう一例知られ、内山之記所引弘安五年三月日温室起請文(一一八二)の中に「興行之被押也、」とある。この起請文は温室の使用の基準を定めたものであるから、温室に貼られていたと考えるのが妥当であろう。

ともあれ永久寺では真言堂の東蔵と本堂の内部が仏堂における文書保管の場であった。このうち本堂の例は保管よりも揭示が目的と見られる

が、これは柱や板に墨書された文書と共通する現象として注目したい。ただ永久寺内に文書を納め得る施設はこの他にいくつか知られる。先に述べた中院経蔵には確実に文書が納められ、永久寺伽藍図等にその名が見える惣蔵(北門近くの院家群の並びにある)・宝蔵(境内の池の中島にある)⁽⁴⁸⁾もその可能性の高い施設である。因みにこの他史料上では「寺庫」という用語が見える。これは法会の莊嚴料・供料・諷誦物等の下行の分担の記録に見え、「勸進沙汰」「頭人沙汰」「年預沙汰」等と並んで「寺庫沙汰」と記されているから、寺庫が施設としての倉庫をさすとは限らないものの⁽⁴⁹⁾、寺家の倉庫が料物の保管場としてあったことを背景としての用語と考えられ、金や物を納める「寺庫」があったことが窺われる。同様の用語として大庫・舍利講庫もあり、後者について言えば舍利講衆の倉庫があったことになる。そうした様々な収納施設の一つとして仏堂が位置付けられていたと見るべきであらう。

(七) 清水寺本堂

播磨の清水寺は法道仙人の開基と伝える天台宗の古刹であり(文正元年七月日清水寺衆徒等言上状案『兵庫県史』史料編中世二所収清水寺文書一八五)、寺蔵の中世文書が少くない。そのうち永正五年二月七日来執行所へ渡物注文(清水寺文書二六七)(一一五〇八)は執行の交替の際に、執行が管理する文書・聖教・法具等を次期執行へ渡す際の注文である。この渡物の内に、

- 金泥御経二部^(二)本堂ニ
 一 大きくわす^(ん脱)本堂アリ、
 一 古日記箱三^(ん脱)本堂アリ、
 一 重書箱二^(ん脱)本堂アリ、

とあり、経巻の他に重書箱と古日記箱の計五箱が本堂に置かれていたことが知られる。この渡物注文は古く永仁四年(一二九六)のものがあ(一八)、その後何年かおきではあるが慶長四年のものまで(四六二)知られる。⁽⁵⁰⁾ 文書・記録箱が本堂に置かれていたのは永正五年の注文でしか知ることができないが、室町中期のある時期そのようなことが行われていたと見てよからう。因みに五部大乘経は大永四年(一五二四)から天正二十年(一五九二)までの八度、本堂に置かれていたことが知られ、かなり長期に亘って本堂内に置かれていたと見られる。文書・記録についてはたまたまそのような事実があったのか、一定期間本堂が重書保管に応わしい場と考えられていたのか、詳かではない。しかし文正元年七月日清水寺衆徒等言上状案(一八五)に、当山の縁起を説いて、田邑將軍、即ち坂上田村麿が佩刀二腰を本堂に納め給うとの故実を記しており、南北朝期に本堂が霊宝を納める場と考えられていたことから、重書の納置も行われるようになったのではなからうか。

(V) 大門寺如法堂

撰津勝尾寺文書中の正和二年十二月二十五日僧大空讓状(大阪府史蹟名勝天然紀念物調査会調査『勝尾寺文書 第一』所収四七四号文書)(一三三三)には、大空が先祖より相伝の所領の所当米を大門寺如法堂

へ寄進した際に、この讓状その物を同堂へ納めると記している。この大門寺は十二世紀前半と十三世紀後期に作成された大門寺一切経の現存することから、院政期には既に栄えていたことが知られる寺である。

(VI) 唐招提寺舍利殿

既に田中稔氏が報告されているように、⁽⁵¹⁾ 唐招提寺宝蔵に収蔵されていた墨書木板の文安六年卯月五日奥田重賢水田寄進状(一四四九)に「本券文二通寄進状一通、舍利殿之二階奉納者也」とあり、本文書及び本文書により寄進されることになった水田の本券文は舍利殿二階に納置されていた。しかもこの三通の文書を納めた木製の文書箱も現存しており、それは舍利殿(現鼓楼)の長押に打ち付けられていた。同様の文書箱は他に永享十年・享徳二年・天文五年・年号不詳の三箇があり、天文のものには納めた文書も十通現存している。これらが打ち付けられていた場所には詳かではないものの、文書が丁度納まる箱を仏堂内部に打ち付けるという納置方法のあったことが知られる。また奥田重賢水田寄進状が庫院ならびに柴屋の為に水田を寄進したにも拘らず、文書その物は舍利殿に納置された点も注目される。

(VII) 東大寺二月堂・大仏殿

東大寺二月堂には内陣に置かれた朱唐櫃の中に、二月堂草創当初からの宝物である聖武天皇宸筆華嚴經・光明皇后御筆大般涅槃經・実忠二十九箇条・式帳とその後に加わった弘仁九年三月二十七日酒人内親王施入

状等が納められていた。⁽³²⁾ 朱唐櫃の存在は応永十二年(一四〇五)から知られるが、その内容の一部は文和五年に知られ、寛文七年(一六六七)二月の二月堂炎上に伴って明確となる。その朱唐櫃は内陣須弥壇の横にあった(長禄本処世界日記)。しかも二月堂修二会の際、法会の規則に反した際懺悔を行うが、最も重い罪の僧がこの朱唐櫃に対して懺悔することにな⁽³³⁾っており、文書収納櫃が強い信仰の対象であった。堀池氏によれば酒人内親王施入状は当初印藏にあったが正慶二年(一三三三)以降に二月堂に納められた。移納の理由として堀池氏は「百口学生供料としての重色の荘園であっただけに、その永続的な確保を祈って」とされている。

なお大仏殿にも寄進状が置かれたらしい。弘安七年東大寺大仏殿⁽⁵⁴⁾(醍醐寺文書聖教三百三函八二号)(一一八四)には、大仏殿の西の壁面の前から三間目に「燈油田寄進状」と記されており、ここに寄進状が置かれていたことが知られる。おそらく文書が貼り付けられていたのであろう。

一 仏堂納置文書の歴史的意味

前節では特に取り上げなかったが、東寺では西院御影堂に文書を納めて保管し、三上人(三聖人)が出納の任に当たっていたことは、早く上島有・網野善彦・橋本初子等の先学の明かにされているところである。⁽⁵⁵⁾ その成果によれば、仁治三年(一一四二)宣陽門院が菩提院行遍を通じ阿弥陀像・彌勒像・金剛盤等を西院に奉納し(東宝記抄『校刊美術史料』中巻所収)、三上人に保管せしめたこと(仁治三年三月二十一日行遍置

文)が嚆矢となって、御影堂が文書保管の場となった。実際に文書の集積が確認されるのは鎌倉時代後期で(延慶三年四月二十一日三聖人連署文書請取 東寺百合文書函二一号)、南北朝期には三上人は「御文書開閉之重役」をにない、「諸御領御評定毎度為御文書開納、就催促、各令祇候御経蔵傍、勤其役之条、為第一之勤厚歟、」(註(55)網野著書に引く観応三年七月日東寺三上人申状)とされていた。実際に文書の保管される場合は橋本氏によれば御影堂の内陣にあった西院文庫であって、文庫の出納の記録が応永十六年以降の分について残されている。⁽⁵⁶⁾ 一方網野氏によれば、荘園の基本的文書や訴訟関係文書は供僧の手に集積され、文永十年以降は年行事がその年の文書を集め目録を作って皮籠に納め次の年行事に引き継ぐ方式が整ったとされている。三上人が管理することについては網野氏は、「貴重な物品・文書を安全に預けうるのは無縁の人、無縁の場でなければならなかった」と解釈された。しかし文書の出納は供僧の集会に基づく指示に従って行われており、橋本氏によれば、その管理の直接の任に当る三上人は南北朝中期からは供僧の評定を経て補任されたのであるから、その意味では三上人はまさに供僧の意志を受けて、文書管理を行っていたと見るべきである。

こうした点を踏まえて、前節の諸事例を素材に、文書の仏堂納置に係わる諸問題について考えてみたい。

文書納置を行う仏堂としては、栄山寺円堂(御影堂)・高野山御影堂・同金堂・金剛寺御影堂・観心寺御影堂・同本堂・法隆寺金堂・永久寺真言堂・同本堂・清水寺本堂・大門寺如法堂・唐招提寺舍利殿・東大寺二

月堂・同大仏殿・東寺御影堂を挙げたが、これらの事例で明らか
 のように文書納置には様々な種類の仏堂が使われていることが判る。この
 ことは一般に仏堂が文書の納置にふさわしい場として認識されていたこ
 とを示すものである。しかしながらその中でも御影堂・本堂、とりわけ
 御影堂が特に史料的に豊富な情報を残しており、御影堂が多くの寺に共
 通して重用されていたといえるであろう。御影堂が文書納置に使われる
 のは真言系寺院に顕著に見られるが、栄山寺円堂も御影堂的性格が濃厚
 であって真言系寺院に限られるものではない。結局、集中して特定の仏
 堂に納置する寺・堂宇とそうでない場合があり、それぞれの寺で個別の
 行動をとっているように見るべきであろう。

そこで次に考えなければならぬ点は、仏堂以外にあった文書保管施
 設である寺庫・宝蔵等の他の収納施設や、年預櫃等の寺内の僧侶組織独
 自の文書保管方式との関係である。その点で手がかりを与えるのは先に
 見た高野山の事例である。高野山御影堂への文書納置は十二世紀に始ま
 り、十三世紀に徐々に増大するが、そうした状況の中で、十三世紀末期
 に一括して御影堂に納置された各荘園関係文書のそれ以前の納置場所は
 概ね宝蔵であった。即ち納置の主たる場が宝蔵から御影堂へ移行したわ
 けであるが、それは文書の安定的保管を可能にする場が時代と共に変化
 し、御影堂に於ける保管機能が徐々に増大していった中でそうした状況を
 寺家が的確に捉えて利用した結果と言いうことができよう。とすれば本尊
 が安置されそれに対する様々な法会の行われる場であるはずの仏堂が文
 書保管の場となるという、常識的には一見不可解な現象も、複数存在し

た保管施設の中の主流の変化という現象に過ぎなくなる。また年預櫃と
 の関係についても同じ高野山の例で御影堂陀羅尼田の寄進状が年預の保
 管から御影堂での管理に移行した事実を指摘したが、これについても上
 と同じように理解することができる。

それにしても、ある状況下で仏堂に対して文書納置が行われたには何
 等かの積極的な要因があったはずで、その要因についてはもう少し考察せ
 ねばなるまい。仏堂以外にも宝蔵や寺庫等の言葉で示される文書収納施
 設があるにも拘らず、仏堂が納置に使われるのはそれなりの効果が期待
 されたからであろう。その効果は先に見た栄山寺文書の永暦元年十月二
 十日永山寺文書奉納状の文言に要約されている。即ち師資相承・長史遷
 替等の寺内組織の不安定な事態に際して、寺家にとって重要な文書が安
 定的に保持されると共に、訴訟等の大事に際してもなおその文書を取り
 出すことを阻止しうる効力を仏堂が持っていたのである。高野山の建
 長五年七月五日僧湛空金銅三鈷送文(宝二十一―二四七)に「永奉納御影
 堂之後、縦、雖有、権門、勢家之、敵命、堅鎮堅誠、勿取出堂外、」(傍点筆者)
 とある文言もそのことを明確に示している。

中世寺院の寺内構造は一律に論じ難いところがあるが、重層的な或は
 対立的な僧侶集団が併存していたことはどの寺でも共通するのであって、
 それらの間での様々な権利が対立することになれば、権利を保障する支
 証となる文書の所在とその確かな伝領こそがその組織存続の最大の課題
 となる。この仏堂納置文書の管理には高野山では執行と年預、東寺では
 年預の意向を受けた三上人が管理しており、結局寺家の代表者が管理主

体であった。しかし栄山寺の文書奉納状にたち返ると、この文書は長者と別当の署判によって作成されたにも拘らず、長者と別当の違背の危険性を想定した規定を持っており、円堂への文書奉納が長者と別当双方の権限を越えた、言わば上位権力の力によって文書を守ることを期待したものであったと見ることが出来る。かかる視点からすれば、高野山で年預所蔵文書が御影堂に納められたのも年預より上位の権力に文書の保管を委ねたと見ることができ、東寺の管理システムも同様に理解される。ただここで注意せねばならないのは、このシステムは架空の上位権力の存在を想定して成立している擬制とも言えるものであった点である。

そうした観点から再び納置される仏堂の種類について振り返ると、寺の開祖や宗祖を祀る御影堂が特に選ばれているのは故なきことではない。文書納置に使われた諸仏堂各々の本尊が仏堂固有の仏菩薩であるか、祖師であるかという差があったに過ぎず、その意味で御影堂もその他の仏堂も同じ範疇に属するものではあろう。しかし高野山・東寺・金剛寺という真言系寺院では、その宗祖である空海を祀る御影堂において、特に文書納置を積極的かつ大々的に行っており、それに伴う史料も膨大に残されてきたことの意味は重い。真言教団では師資相承による法脈の継承が重視され、⁽⁵⁸⁾ 伝法灌頂の実施やそれに伴う血脈の作成、更にはその法脈に則った院家・所領・重書の相伝が行われ、法脈の中での個々の僧侶の位置付けが寺内における社会的な位置付けと密接な関係を持ち、法脈ごとによる僧侶集団の形成が行われていた。それ故宗祖を初め祖師に対する評価と信仰は様々な形で教団内での儀礼と行動に大きな比重を占めてい

た。このように教団内での行動規範が祖師信仰に淵源を持った真言系寺院では、今はなき祖師の権能が現実のあらゆる寺内権力を越える上位権力として機能し得たし、時にはそれは寺外の権力に対しても一定の権能を発揮し得たと考えられる。そして同様の論理は真言教団以外でも程度の差こそあれ各々の祖師に対して存在したのであろう。あらゆる宗祖の最も原点となる仏陀やその象徴たる舍利にその権能を託したのが唐招提寺舍利殿の例と行うことができる。究極的には仏陀の権能にすぎるといふ教団固有かつ根元的な論理が文書保管の場にも適用されていたということになる。

ただここであくまでも見落としてはならないことは、文書保管の実態である。実際には文書を仏堂内のしかるべき場所に納置するだけでは不十分で、高野山の御手印縁起等の奉納状や十聴衆評定で定められた出納手続、或は文書の書面上に御影堂納置文書である旨を示す文言を加筆すること等、実態を伴った管理制度が完備したことによって初めて仏堂納置文書の保管の実効性は保証されていた。更に金堂には下書を、御影堂には正文を置くような危険を分散する方式も編み出されて、それを補完したはずである。即ち理念や擬制だけで現実の利害や権力に対抗しきれるものではなく、それを実効力あらしめる制度が付随していたのである。それにしても仏堂が宝蔵など他の収納施設よりも安定的な文書収納機能を有しているとの認識が中世には広く存在していたことは間違いない。このことについて冒頭に引用した笠松氏の「仏物」誤用禁止の法理は魅力的かつ説得力のある説明概念であるが、その法理は裏にこのような現

実的な防衛システムを伴って初めて有効性を保ち得たのである。

更に中田・笠松両氏の議論で取り上げられた本尊への寄進の持つ保管機能を仏堂への納置による保管機能と比較すると、本尊と仏堂は言わば不離の関係であるから、納置され或は寄進されることによっていずれもが「仏物」としての性格を付与されると考えることはできる。しかし本尊に寄進することによって「仏物」になるとすれば、わざわざ仏堂に納置しなくとも、本尊に属することを明記すれば誤用は防がれるはずであるし、反対に仏堂に寄進した物はそれだけで仏物になるのか否か定かではない。一方同じ仏物でも正平九年三月日金剛寺三綱衆議書(金一六四)

に寺領荘園の所当が「為嚴重之仏物之上者、任先例、御年貢以下公事物等、悉可致収納寺庫物也、」と記されているように、「仏物」が寺庫に置かれた例もあったのであって、仏堂に置かずとも寺に寄進されただけで「仏物」となりえたと考えられる。その意味では仏堂に納置するという行為はそのような所屬概念を理念的に表明するだけではなく、より現実的な効果を期待され、また実際に効果を発揮したものと思われる。

そこで仏堂に納置された文書を納置されなかった文書と対比すれば仏堂納置の意味がより明確となる。上述の仏堂納置文書の諸事例を整理すれば、仏堂に納められた文書は公驗・荘園関係文書が圧倒的に多い。

そのほか置文や法会関係の重要文書・記録など所謂「重書」も含まれている。仏堂に納置されなかった文書としては調度文書・年貢取帳・法会関係文書・一部の置文などが挙げられる。納置されなかった文書が明確に捉えられる高野山や金剛寺では時期・時代によって文書の保管される

場は変動するが、荘園の年貢の管理に関わる実務的な文書や法会に関わる文書は仏堂には納められなかったと見てよからう。法隆寺金堂や東大寺二月堂で法会関係文書が納められたのは、吉祥御願や修正会というその堂宇で行われる法会に密接に関わるからであって、寺内の他の堂宇の法会関係文書まで集められたわけではない。高野山では法会文書が年預櫃に納められていたことは先に見た通りである。証文・寄進状等、寺院の存続・経営の根幹に関わる所領や重要な物件の権利関係の文書が主として仏堂に納められたと見てよい。そしてこのような仏堂納置文書の傾向は、取りも直さず仏堂納置がそうした権利を侵害する寺院内外のあらゆる企てに対し有効な対抗手段となり得たことを意味する。更に栄山寺や金剛寺で寺内の対立する二勢力の権力闘争を契機に仏堂への文書納置が行われていた事実はこの想定を裏付ける。

ただ安定的な文書管理のために仏堂に納置することは中世を通じて恒常的かつ普遍的に行われたものではあるまい。栄山寺では寺僧の重書紛失事件、金剛寺では寺外止住の中興本願上人門流と寺内止住の寺僧集団の確執が仏堂への文書納置の契機となって、一時的に仏堂に文書が納置されたのに対し、高野山では御手印縁起の管理基準作成を契機とし、それ以後の寺領拡張のための他の権門との抗争の過程で徐々に文書納置が普及し、阿豆河荘領有成功がそのピークとなって以後も連綿と納置が続くという状況を呈したように、各々の寺で様態はまちまちであった。いずれにせよ然るべき契機が有って初めて行われることであつたのであろう。ともあれ、そのような寺院内外の組織から文書を守る仕組は、国家の

統制の下にあり国家から任命された三綱の支配下にあつてある意味で一様な僧伽の集団から成り立っていた単一の組織の時代(古代)の寺院とは異つて、まさに中世的な寺院構造の直接的反映であつたと言ふことができる。そして仏物・僧物・人物誤用禁止の法理は法理のみでは実効性を持たず、仏堂への文書納置という然るべき場の確保とそこでの管理基準という実態を伴つた保管法が必要であつたと言ふことができる。

まとめ

以上、仏堂に文書が納置された事例を抽出し、どのような文書が如何なる要因によつて仏堂に納置され、そのためにどのような僧団の関わりがあつたのかを、個々の歴史的過程を明かにした上で、仏堂に文書を納置することの意味について考察を加えた。

ここでこの問題に密接に関わるものとして、文書そのものを仏堂に納置する以外に、板に文書を書き付けて仏堂に打ち付けたり、仏堂の柱などに直接書き付けて文書の保管を図る方式にも注目しておかねばならない。たとえば前者の例として唐招提寺鼓樓(舍利殿)や明通寺等本堂があり、後者として元興寺極楽坊本堂や当麻寺金堂・本堂がある。その具体的様相やそこから窺える諸問題の検討については稿を改めたいが、^(補註1)そのような文書保管方式がとられた要因は一樣ではない。寄進文書や寺僧の評定による決定事項を掲示することに主眼が置かれている場合もあるものの、他方で本券文を焼いて消滅せしめ、代りに文書の内容を柱に彫

り付ける元興寺極楽坊本堂の例や、「大札」に写した結果文書は無用となすべしと記された東大寺手向山八幡宮経蔵の場合(建保五年三月日僧亮賢田畑売券『大日本古文書』東大寺文書二八七)のように、むしろ紙に書かれた文書に代る機能を持たされていた面が強い。同時に文書を安定的に保管するという意味では単に仏堂内に置く以上に強力な効果を発するわけで、書付け、彫り付けられた文書を掠め取ることはその堂宇を破壊しない限り不可能であろう。ただ元興寺極楽坊本堂の一例では柱に刻まれた文書とは別に、同じ証文が執行の管理する唐櫃に保管されていた例もあり、柱に刻まれた文書ですらその機能や効力は一樣ではなかつた可能性もある。いずれにせよ、文書そのものを納めるより一歩進んだ、文書を安定的に保管する方式としてこうした建物そのものに文書を記す方式が存在したことは間違ひなからう。文書を動かし得ないとすれば誤用も悔返しも容易ではなくなるはずである。そしてそのことは仏堂納置文書において正本を出すべからずとする管理基準とも共通する実質的な効果を持つ方式とも言えるものであつた。様々な保管方式をあみだし、それらを駆使して、自己の權益を守りつつ、中世寺院は生きていたのである。

註

- (1) 下向井龍彦「官底」(『ことばの文化史 中世4』平凡社 平成元年四月)
- (2) 河音能平「日本中世前期の官司・権門寺院における文書群の保管と廃棄の原則」(『比較史の観点による史科学の総合的研究 昭和61・62年度科学研究費補助金 一般研究(A)研究成果報告書』昭和六十三年三月)

- 同「日本中世前期の官司・権門における文書の保管と廃棄の原則について」(『古文書研究』第32号 平成二年四月)
- (3) 福島正樹「封戸制再検討の前提―10世紀に関する東大寺封戸関係文書群と封戸制の盛衰―」(『歴史学研究』No.521 昭和五十八年十月)にその具体的状況が示されている。
- (4) 厳島神社においては公驗・重書がその他の宝物も含め宝蔵に納められていた。その保管の実態と宝蔵に納められた意味について松井輝昭氏が詳細な考察を試みられており、文書保管の実態を明かにした数少ない論考であるが、その主題は宝蔵の機能と信仰に置かれている。
- 松井輝昭「厳島神社の宝蔵信仰について」(『広島県立文書館紀要』第2号 平成二年三月)
- (5) 堀池春峰「印蔵と東大寺文書の伝来」(『南都仏教史の研究 上 東大寺篇』法蔵館 昭和五十五年九月 所収)
- (6) 山岸常人「中世寺院の僧房と僧団」(『仏教史学研究』第三十二卷第一号 平成元年七月)
- (7) 笠松宏至「仏物・僧物・人物」(『法と言葉の中世史』 平凡社 昭和五十九年九月)
- (8) 中田 薫「古法制雑筆」の内の「本尊の権利能力」(『法制史論集』第三卷 岩波書店)
- (9) 『五条市史』所収。以下同書の文書番号に従って、栄五一等と略記することにする。
- (10) 澤村 仁「栄山寺八角堂」(『日本建築史基礎資料集成』四 仏堂1 中央公論美術出版 昭和五十六年一月)
- (11) 前掲註(9)『五条市史』所収 栄一・栄三・栄六・栄十四・栄四十九及び五十。
- (12) 赤松俊秀「高野山御手印縁起について」(『統鎌倉仏教の研究』 平楽寺書店 昭和四十一年八月)
- (13) この通説に対し小山靖憲氏は御手印縁起初見の史料である寛弘四年の太政官符に後世の作為が見られるので御手印縁起成立の根拠史料とはならず、寛治二年の後白河法皇の高野登山の時の献上品として作成された可能性が高いとされている。小山靖憲「高野山御手印縁起の成立」(『和歌山地方史の研究』安藤清一先生退官記念会 昭和六十二年)・「高野山御手印縁起と荘園制」(『紀州経済史文化史研究所紀要』第8号 和歌山大学紀州経済史文化史研究所 昭和六十三年三月)
- (14) 鈴木国弘「宗教領主(高野山)変質史の一考察―いわゆる「陀羅尼料寄進状」の分析―」(『高野山領庄園の支配と構造』巖南堂書店 昭和五十二年五月)
- (15) 御影堂陀羅尼田の寄進状の多くが空海の忌日の二十一日にあわせて作成されているのは興味深い。
- (16) 例えば名手荘については「名手庄文書正文等安置御影堂、永仁元年十一月」(傍点は筆者による。)と追筆されている。
- (17) 高野春秋編年輯録巻第七ではこのことを「納大師宝蔵」と記しているが、これが正しければ御影堂、もしくは後述するようなそこに付属した宝蔵に納めたことになる。しかしこれは高野春秋編纂時に御影堂付属の宝蔵(近世には大部分の文書がここに納められていた。)が有ったための誤解に基づき記述と見るべきであろう。本文で次に述べる御影堂の嘉元三年新定目録中にも南部取帳・太田荘取帳等は「宝蔵在之」と記され、宝蔵が御影堂とは別の建物であることが確認される。
- (18) 前年の文治二年に太田荘は後白河院の手で高野山大塔へ寄進され(文治二年五月日後白河院庁下文 宝一一〇一)、翌年には大塔長日不断兩界供養法が始修されて太田荘所出がこの法会の用途にあてられることになった(文治三年五月一日後白河法王起請文 宝三四―二三〇)。文治三年九月のこの措置はそうした一連の流れの締めくくりとして行われたものであろう。
- (19) 寛元の日録上断簡(統宝十四―二五四)の一部は本文書とほぼ同一の内容を持っており、両者を対比することにより記載内容が明確でない部分・

- 欠字の部分が明瞭になり、御影堂・孔雀堂・西塔・御所の各堂宇の調度が列挙されていることが判る。
- (20) 他に統宝十一・二四九にも同目録の断簡があるが、これは同目録下の内の九箱の南部荘分に当る。ほぼ同一内容であるが、一部に異同が有る。
- (21) 註(13)に引く小山論文、石井 進「百姓申状と阿豆河荘の世界」(『中世を読み解く』東京大学出版会 平成二年十一月)等参照。
- (22) 別棟の御蔵の存在が確認されるのは元禄三年である(高野春秋編年輯録 卷第十七)。
- (23) 御影堂本尊の安置状態については寛文二年八月十二日御影堂大師御修復記録(統宝六十二・五十三)によって知られる。
- (24) 川上 貢「弘法大師御影堂について」(『太田博士太郎博士還暦記念論文集 日本建築の特質』中央公論美術出版 昭和五十一年)
- (25) 井上充夫「金沢文庫所蔵の高野山関係指図」(『金沢文庫研究』第十八巻 一号 昭和四十七年)
- (26) この正平十五年の記録では内陣と外陣に両界曼荼羅があると記している。金沢文庫蔵永三年御影堂指図等(『金沢文庫資料全書』第九巻 寺院指図篇102~105)には、内陣の前の奥行一間の部屋に両界曼荼羅の前の仏供棚と思われるものがあるので、ここを外陣と呼んでいると考えた。ただし同じ史料の応永十九年の記録では「從中陣東之遺戸、奉入内陣」と記されているので、外陣は中陣と呼ばれることもあったことが知られる。なお川上貢氏の指摘するように(註24論文)天治元年の高野御幸記(群書類従巻第四十二)では内陣・南庇・広庇と呼び分けられ南庇が外陣(中陣)にあたり、その前の最も正面側の奥行一間部分が広庇に当ることになる。かように呼称の確定は容易でない。
- (27) 新年預は建武二年(一一三三・五)以降、南北朝期に見られる。
- (28) 諸衆の意味としては広義の学侶とする説(例えば和田昭夫)と、大衆全体とする説(例えば平瀬直樹)があるが、ここでは熊谷賢氏の整理に従って大法師以上の僧侶の総体と理解しておく。
- 和田昭夫「中世高野山教団の組織について」(『高野山領庄園の支配と構造』巖南堂 昭和五十二年)
- 平瀬直樹「中世寺院の身分と集団」(『中世寺院史の研究』下 法蔵館 昭和六十三年三月)
- 熊谷 賢「諸衆一同」評定の成立と展開」(平成三年二月八日中世寺院史研究会口頭発表)
- (29) 建武二年(一一三三・五)の御影堂文書取出目録では行事代が署判を加えている。なお校合衆として執行代と預が名を連ねて、併せると一応三沙汰人が関与していることになる。
- (30) 諸衆評定の文書でも必ずしも三沙汰人すべてが署判を加えるわけではない。例えば正安四年六月二十九日高野山諸衆評定置文案では年預・行事の署判のみである。
- (31) 中世仏堂の後戸やその二階が蔵であることは、筆者がかつて指摘したことがあり、後に黒田龍二氏が新たにその具体的形態について論じている。拙稿『中世寺院社会と仏堂』第一部第二章(塙書房 平成二年二月)
- 黒田龍二「堂蔵―中世後期の礼堂付中世仏堂試論―」(平成二年二月十日日本建築学会近畿支部建築史部会口頭発表)(補註二)
- (32) 金剛寺については、川合 康「河内金剛寺の寺領形成とその政治的諸関係」(『ヒストリア』第二二六号)
- が平安末期から鎌倉期の動向を、既往の研究を批判的に継承して詳述している。本稿でもこの論考に教示・示唆を受ける点が大であった。
- (33) 金堂は本文中に記すように治承二年の建立、宝塔は建保二年十二月以前に建立されていたことが建保三年嘉陽門院序下文(金四四)に引く建保二年十二月日解状によって知られる。現存の建物から見ても宝塔は院政期の建立、本堂も内陣柱蓮華座の銘の元応二年(一一三三・〇)以前に遡ると考えられている。『重要文化財金剛寺食堂修理工事報告書』(大阪府教育委員会 昭和三十年七月)、『国宝金剛寺塔婆及鐘樓修理工事報告』(国宝金剛寺塔

婆及鐘樓修理事務所 昭和十五年六月)

- (34) 註(32)の川合論文に詳しい。
- (35) 僧家寺官とは院主・学頭・供僧・三綱をさす(年未詳阿観上人門跡寺務相論大概案 金五四)。
- (36) 金一も平安初期の文書の写であるが、その奥書にあるように、禅恵が元享元年に東大寺東南院で書写したものであるので、阿観以前から伝来する文書ではない。
- (37) 川合氏は前掲註(32)の論文中で、覚阿が御影堂納置文書を寺外に持ち出したのは承久二年であり、比丘尼覚阿伝領目録(金四六)を作成したのもこの際であるとされるが、誤りであろう。
- (38) 川合氏は前掲註(32)の論文中で、建久六年七月九日八条院庁下文案(金二〇所引)に引く解状に事実を反する矛盾のあることを指摘されている。
- (39) 覚阿の伝領文書目録(金四六)は次の通り。
(鑑書)
一 文書目録
 金剛寺文書目録
- 1 貞弘寄進状壹通(治承四年八月日)
 - 2 石川判官代義兼寄進状壹通(文治四年正月日)
 - 3 國司廳宣壹通(建久元年九月日)
 - 4 留守所下文壹通(同元年九月廿五日)
 - 5 後白川院廳御下文壹通(同二年四月日)
 - 6 八条女院廳御下文壹通(同二年六月九日)
 - 7 國司廳宣壹通(同二年六月日)
 - 8 留守所下文壹通(同二年六月廿八日)
 - 9 宣旨壹通(在史長者状)(同二年「十月脱」十六日)
 - 10 留守所下文壹通(同二年壬十二月六日)
 - 11 鎌倉右大将家書状肆通
 - 12 石川判官代義兼避文壹通(同六年六月日)
 - 13 同祭文壹通(同六年六月十四日)

- 14 八条女院廳御下文壹通(同六年七月日)
 - 15 民部大夫遠景避文壹通(同七年六月廿七日)
 - 16 阿観上人自筆讓状壹通(同八年七月一日)
 - 17 御室廳御下文壹通(同九年三月日)
 - 18 尼淨覺自筆讓状壹通(同十年三月日)
 - 19 阿観自筆御影堂安置目録一通(同十年十月)
 - 20 嘉陽門院廳御下文壹通(建保三年)
 承久二年二月十七日 尼覺阿(花押)
- 文書の番号は筆者の付したものであるが、この内1・3・5・6・7・9・11の内一通かと思われる物・12・13・17が金二〇の紛失状と、2・11の内二通・15が金二八の紛失状と対応する文書であり、留守所下文(4・8・10)・阿観と淨覺の讓状(16・18)・阿観の目録(19)・嘉陽門院庁御下文(20)のみが紛失状にない。
- (40) 覚阿伝領文書目録(金四六)中の建保三年の嘉陽門院庁御下文(註39で付した番号では20)の正文が現存することにつき、川合氏は註32論文中で、覚阿は嘉禄二年に持ち出した文書を一旦返納し、その後寺内を実質的に掌握した学頭・三綱(即ち反覚阿勢力)の意向に従って、覚心の紛失状の効力が継続し、正文の有効性を破棄させた。嘉陽門院庁御下文は紛失状に含まれていなかったため、正文が現存する、とする興味深い論を展開されている。しかしこの嘉陽門院庁御下文は確かに正文が現存するにも拘らず、正和三年十一月日学頭忍実金剛寺証文拾遺目録写(金拾八)にはその名が見あたらない。この文書は覚阿が二次納置を行って以後の文書であるために、その返納さるべき場所が明確でなかった。この文書の伝来にはこうした事情を考慮すべきで、その伝存を根拠に先の如き論を展開するにはやや無理であろう。むしろ覚阿は文書を返納しなかつた可能性があるのではないか。
- (41) 松尾指藏記及び松尾山中課役双紙は『観心寺要録(一)』『観心寺要録(二)』(大谷大学資料館報告書 第11・13冊 昭和五十九・六十年三月)に翻刻されている。ここでは同書に依った。

- (42) 「寺家証文筥」にあった文明五年十月十八日観心寺衆議評定事書は松尾山年中課役双紙では「惣中証文筥」にあると記されているから、金堂の文書箱は惣中の証文箱とも呼ばれていた。
- (43) 『国宝観心寺金堂・重要文化財同建掛塔修理工事報告書』（昭和五十九年十二月）に依る。なお閉鎖的な空間に改造したのが寛永年間であるとの根拠は同書には明確には記述されていない。宝蔵への文書納置が中世から行われていたことからすれば、改造も中世に遡るのではなからうか。
- (44) 以下に引用する法隆寺関係史料は『法隆寺史料集成』二・六（ワコー美術出版株式会社 昭和五十八・九年）による。
- (45) 寺要日記の編纂は延文四年（一三六五）から貞治五（一三六六）年の間であるが、その後応永年間までの追記がある。
- (46) 永久寺伽藍については永久寺伽藍図（醍醐寺聖教三四四函一四四・一四七・一四八号）が詳細である。これについては、
山岸常人・藤井恵介「内山永久寺伽藍図及び真言堂指図等について」『建築史学』第十四号 平成二年二月）で紹介した。
- (47) 註(46)の論文に紹介がある。
- (48) 註(46)拙稿参照。
- (49) 施設でないとすれば、寺家が沙汰する意であろう。
- (50) 『兵庫県史』史料編中世二は慶長年間までの文書を収録しており、ここでもその節田で記した。なお知り得る注文の年号を列挙すると以下の通りである。
永仁四年二月十五日（一八）（以下年・月・日を略す）・明応十、二、七（二五四）・永正四、二、七（二六五）・永正五、二、七（二六七）・大永四、二、七（三〇七）・天文六、二、六（三二四）・天文十八、二、六（三三六）・天正九、正、二十六（四二四）・天正十、正、二十六（四二九）・天正十三、正、二十六（四四〇）・天正十六、正、二十六（四五二）・天正十八、正、二十六（四五三）・天正十九、正、二十六（四五四）・天正二十、正、二十六（四五五）・文禄三、正、二十六（四五八）・文禄四、正、二十六（四六一）・慶長四、正、二十六（四六二）
以上から考えると執行は毎年交替したものらしく、天文十八年までは二月初旬に交替し注文が作成され、それ以後は正月二十六日に定まっている。
- (51) 田中 稔「金石文としての寄進状の一資料」『文化史論叢』奈良国立文化財研究所学報第三冊 奈良国立文化財研究所 昭和三十年）
田中 稔「唐招提寺舍利殿奉納文書について」『仏教芸術』第64号 昭和四十二年五月）
- (52) 堀池春峰「二月堂炎上と文書聖教の出現」『書陵部紀要』第二十二号 昭和四十五年十一月）に詳しい。朱唐櫃についてはこの論文による点が多い。なお拙著『中世寺院社会と仏堂』第二部第一章（塙書房 平成二年二月）でも若干の言及を行った。
- (53) 註(52)に掲げる拙著参照
- (54) この指図については藤井恵介氏の紹介がある。
藤井恵介「醍醐寺所蔵の弘安七年東大寺大仏殿図について」『建築史学』第十二号 平成元年三月）
- (55) 上島 有「古文書の伝来と保存」『書の日本史』第九卷 平凡社 昭和五十一年三月）
網野善彦『中世東寺と東寺領荘園』（東京大学出版会 昭和五十三年十一月）
- 一月）
橋本初子『中世東寺と弘法大師信仰』（思文閣出版 平成二年十一月）
以下の東寺に関する記述は主として網野・橋本氏の著書による。
- (56) 西院文庫出納帳（応永十六年から永享二年）・文書出納日記（享徳元年から大永二年）等。註(55)橋本著書参照。
- (57) このことは近年の多くの寺院史関係の論考によって明かにされているが、例えば註(28)・(55)の諸論考の他、代表的な二三の例を挙げれば次のものがある。
永村 真『中世東大寺の組織と経営』（塙書房 平成元年）

久野修義「中世寺院の僧侶集団」『日本の社会史』 6 岩波書店 昭和六十三年)

土谷 恵「房政所と寺家政所―十二世紀前半の醍醐寺と東大寺―」『仏教史学研究』第三十一卷二号 昭和六十三年十一月)

(58) 法流の相承に関する総合的な問題を論じたものとして次の論文が極めて示唆に富む。

永村 真「院家」と「法流」―おもに醍醐寺報恩院流を通して―」『醍醐寺の密教と社会』 山喜房仏書林 平成三年二月)

(59) 田中 稔「本券文を焼くこと」『月刊歴史』21―24 昭和四十五年十一月)

(60) 笠松宏至「仏陀施入之地不可悔返」『日本中世法史論』 東京大学出版会 昭和五十四年三月)

〔補註一〕 この問題については次の拙稿で若干の整理と考察を行った。

「仏堂と文書―板・柱・壁に書かれた文書をめぐって―」『学士会報』第796号 平成四年七月)

〔補註二〕 同発表の成果は次の論考にまとめられた。

黒田龍二「堂蔵の存在様態」『日本建築学会論文報告集』第436号 平成二年六月)

〔付記〕 本稿は「中世寺院における文書保管の一樣相」と題して平成二年に日本建築学会大会で発表したもの(『日本建築学会大会学術講演梗概集一九九〇年』所収)、及び「仏堂納置文書について」と題して平成三年六月に日本建築学会近畿支部建築史部会シンポジウム『中世の仏堂の蔵・文書・管理』で発表した内容に補訂を加えて草したものである。シンポジウムに際し、またその後も助言・批判を賜った永村 真・黒田龍二両氏に謝意を表したい。

本稿のテーマは、この問題で先鞭をつけられていた田中 稔先生の唐招提寺舍利殿・元興寺極楽坊などの納置文書についての論文(註(51)・(59))に触発されたものである。数年前から関連史料を少しづつ集めるうちに、大量に文書を御影堂に納めてしまう高野山の事例に行き当り、仏堂納置文書に関

わる諸問題についてある程度のがが判るようになり、原稿にしかけていたものであるが、思いがけず田中先生追悼の論文集に参加できる機会を与えられ、ふさわしい内容かと思ひ追悼論文に充てることにした。かつて筆者が奈良国立文化財研究所に入所した当初に筆者の不注意な遺物の取扱に対して田中先生から厳しい、しかし暖かみのあるご注意を受けたことを折にふれ思ひ出す。このような粗雑な内容の論文では、田中先生の古文書学の足元に及ぶべくもないが、先生に目を通して頂きたかったと、今は思うばかりである。

(奈良国立文化財研究所 国立歴史民俗博物館客員教員)

Study on Documents Stored in Buddhist Temples

YAMAGISHI Tsuneto

This paper looks at documents stored with some intention in the main sanctuary or other sanctuaries of Buddhist temples in the Middle Ages hereafter called "documents stored in Buddhist temples". The author examines the principles and actual situation of the secure storage of documents in temples, by tracing examples of storage mainly in Eizanji, Kôyasan, and Kongôji temples, with regard to conditions of storage, types and functions of the stored documents, and their relation with documents stored in warehouses.

Various types of Buddhist sanctuaries, such as the Mieidô and the main sanctuary, were used for the storage of documents. The Mieidô, in particular, contain an abundance of historical information, and commonly held an important position in many temples. The reason many documents were stored in Buddhist sanctuaries was that these buildings were appropriate for the storage and accurate transmission of documentary evidence regarding rights, in case of confrontation between opposing groups of Buddhist priests, or disputes with various influential powers outside the temple. It seems that the Mieidô, which is dedicated to the founder of the temple or the sect, was particularly chosen for the storage of documents because a higher power than secular powers was entrusted with the storage of documents. However, this system can be said to have been a false system, which was established on the assumption of the assistance of a fictional higher authority. This idea has something in common with the legal principles behind the prohibition of the misuse of "Buddhist objects" as stated by Mr. KASAMATSU Hiroshi. Behind this principle, the validity of the documents stored in the Buddhist sanctuaries was assured only when a control system in line with real conditions was perfected, that is, letters of dedication, such as the Goshuin-engi of Kôyasan, accounting procedures determined by a meeting of ten, the addition of a phrase indicating that the documents were stored in the Mieidô, etc. Furthermore, a method of spreading risk, such as storing a draft in the main hall in addition to the original document in the Mieidô, must have been devised for greater assurance. In other words, actual interests and powers cannot have been countered by only principles or a false system. It should be further noted that the documents stored in Buddhist sanctuaries were principally limited to official documents and manor documents, those are directly related to the temples' rights and interests, documents on Buddhist meetings were not stored there, and annual land tax was stored in other storehouses. In this way, storage facilities in temples were distinguished according to purpose.

The storage of documents in Buddhist sanctuaries was really a phenomenon which directly reflected the organizational structure of the temples in the Middle Ages.